

はじめに

本町では、平成26年（2014年）に「第2期地域福祉計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、様々な施策を推進してきました。

この間、全国的には少子高齢化、情報化が進展するとともに、地方の市町村においては人口の減少が続いています。本町においても総人口は微減を続けており、高齢化が進んでいます。

本町が地域福祉を進めるに当たっては、公的福祉サービスの充実はもとより、町や町社会福祉協議会とともに地域福祉の担い手として、町民の皆様や地域の関係団体が連携・協働して、みんなで助け合い支え合うまちづくりを進めていく必要があります。

このため、町と町社会福祉協議会では、できる限り多くの町民の皆様からのご意見をいただきながら、平成31年度（2019年）から5年間（2019年～2023年）を計画期間とする、町の「第3期地域福祉計画」と町社会福祉協議会の「第2期地域福祉活動計画」の策定を協働で進めてきました。そして、これらの計画の基本理念は、「みんながいきいき輝き 健康で安心のある暮らし」と、「地域で互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」といたしました。

また今回は、「自殺対策計画」の策定も共に進めてきました。自殺対策の方向性は、地域福祉計画の基本理念と一致しています。自殺はその多くが精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因が背景にあることが知られており、追い込まれた末の死と言われています。それを防ぐためには、自殺が社会の問題であるという認識のもと、地域レベルでの対策が必要とされています。

今後、これらの基本理念に基づき、町民、町、町社会福祉協議会などが協働して、すべての町民が安心して暮らせる町の実現を目指し、様々な地域福祉施策を展開してまいります。町民、関係団体等の皆様にはご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、両計画の策定に当たり、アンケート調査やワークショップにご協力いただいた皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画策定委員会委員や嘱託員、民生委員・児童委員の皆様に心からお礼申し上げます。

平成31年（2019年）3月

御船町長 藤木正幸

御船町社会福祉協議会会長 本山浩二

～ 目 次 ～

第 1 部 第 3 期御船町地域福祉計画	1
第 1 章 計画の趣旨と位置づけ	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	4
第 2 章 御船町の現状	5
1 人口の推移	5
2 世帯の推移	6
3 要介護（要支援）認定者の推移	7
4 障害者手帳所持者の推移	7
5 生活保護世帯数等の推移	9
6 アンケート調査結果	10
7 ワークショップの結果	18
第 3 章 第 2 期計画の実施状況	23
1 福祉サービスの適切な利用を促進する	23
2 福祉に関する意識の向上を図る	24
3 地域福祉を担う人材を育成・確保する	24
4 地域福祉活動の拠点をつくる	25
5 地域福祉を推進する仕組みをつくる	25
6 安心して暮らせる生活環境を整備する	26
第 4 章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 計画の基本目標	27
3 施策の体系	28
第 5 章 施策の展開	30
基本目標 1 福祉サービスの適切な利用を促進する	30
基本目標 2 福祉に関する意識の向上を図る	33
基本目標 3 地域福祉を担う人材を育成・確保する	34
基本目標 4 地域福祉活動の拠点をつくる	36
基本目標 5 地域福祉を推進する仕組みをつくる	36
基本目標 6 安心して暮らせる生活環境を整備する	37
第 6 章 計画の推進	39
1 協働による計画の推進	39
2 計画の点検評価	40
第 2 部 御船町自殺対策推進計画	41
第 1 章 計画策定の趣旨等	42

1 計画策定の趣旨.....	42
2 計画の位置づけ.....	42
3 計画の数値目標.....	43
第2章 御船町の現状.....	43
1 自殺をめぐる現状.....	43
2 アンケート調査の結果.....	49
3 ワークショップの結果.....	52
第3章 自殺対策の取組み	57
1 基本施策	57
2 重点施策	59
第4章 生きる支援関連施策.....	60
1 普及啓発の推進.....	60
2 自殺対策に係る人材確保及び育成	61
3 こころの健康を支援する環境づくりとこころの健康づくり	62
4 適切な精神保健医療福祉サービス	64
5 自殺リスクの低減.....	66
6 子ども・若者の自殺対策.....	67
7 勤務問題による自殺対策.....	67
第5章 計画の推進体制.....	68
1 計画の進捗管理.....	68
2 計画の点検・評価.....	68
第3部 第2期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画.....	69
第1章 計画の趣旨と位置づけ.....	70
1 計画策定の趣旨.....	70
2 計画の位置づけ.....	70
3 計画の期間.....	71
4 計画の策定方法.....	72
第2章 地域課題の抽出.....	73
1 ワークショップの結果.....	73
第3章 これまでの活動評価.....	80
基本目標1	80
基本目標2	80
基本目標3	82
基本目標4	82
基本目標5	85
第4章 地域福祉活動計画の目指す姿.....	86
1 計画の基本理念.....	86
2 計画の基本目標.....	86
3 計画の体系.....	87

第5章 アクションプラン	88
基本目標1 地域とのかかわりの強化と地域課題を地域で解決する仕組みづくり	88
基本目標2 地域への関心の向上と地域福祉を支える人材の発掘・育成	89
基本目標3 社会福祉協議会活動や地域住民による取組みについての情報発信	91
基本目標4 福祉ニーズに対応したサービスの提供	91
基本目標5 防犯・防災など安全で住みよいまちづくり	96
第6章 計画の推進	97
1 協働による計画の推進	97
2 計画の点検評価	98
第4部 資料編	99
1 福祉に関連する施設、事業所、相談窓口一覧	100
2 策定委員会設置要綱	105
3 御船町地域福祉計画策定委員会委員名簿	107

第 1 部

第 3 期御船町地域福祉計画

第1章 計画の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進展するなかで、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。価値観や生活様式の多様化などにより人と人とのつながりが希薄になることによって、社会的に孤立する人の増加という新たな問題も生じています。

また、少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化のほか、高齢者や児童に対する虐待や孤立死の問題、生活困窮者への支援、さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震における地域コミュニティの重要性など、地域の課題は、多様化・深刻化の様相を深めています。

こうした課題に対応するため、国においては、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けた様々な施策が講じられています。

近年の「地域共生社会の実現」に向けた法律、指針、関連通知等を踏まえ、「第3期御船町地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の根拠

本計画は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向性を定めるものです。

【根拠法令（抜粋）】

社会福祉法（第107条）

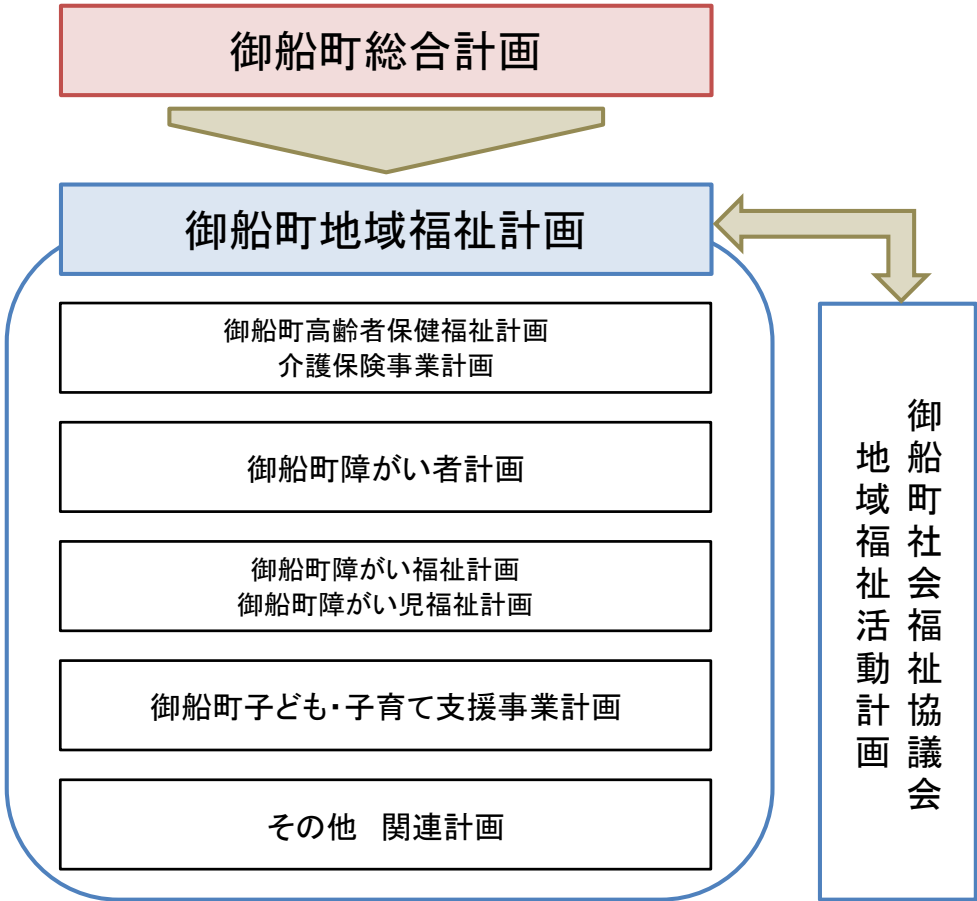
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 第106条の3第1項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

（２）他計画との関連

本計画は、「第５期御船町総合計画」を上位計画とし、福祉サービスの対象ごとに作成している保健福祉分野関連計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

また、「第２期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画」や「熊本県地域福祉支援計画」等の関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



3 計画の期間

「第３期御船町地域福祉計画」は、平成３１年（２０１９）度から平成３５年（２０２３）度までの５年とします。

	平成 30年度 (2018年)	平成 31年度 (2019年)	平成 32年度 (2020年)	平成 33年度 (2021年)	平成 34年度 (2022年)	平成 35年度 (2023年)	平成 36年度 (2024年)
御船町地域福祉計画	第2期 計画	第3期計画					第4期 計画
	見直し					見直し	

4 計画の策定方法

本計画に町民の意見を反映させるため、「御船町地域福祉計画策定委員会」において、計画案等の検討を行いました。

また、町民を対象としたアンケート調査や民生委員・児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会、生活支援相談員、健康づくり推進協議会を対象にワークショップを実施し、町民の意見の反映に努めました。

(1) 御船町地域福祉計画策定委員会

本計画を検討するため、御船町地域福祉計画策定委員会を設置し、3回の委員会を開催し検討を行いました。

	開 催 日	内 容
第1回	平成30年10月5日	◆委員長・副委員長選任 ◆計画策定趣旨について ◆町民アンケート調査票について
第2回	平成30年12月25日	◆町民アンケート調査結果について ◆ワークショップ結果について
第3回	平成31年2月25日	◆計画案について（予定）

(2) 町民アンケート調査

町民の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成30年10月から平成30年11月まで町民に対してアンケート調査を実施しました。

(3) ワークショップの実施

御船町地域福祉計画・御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画・御船町自殺対策推進計画を策定する際の基礎資料とするため、地域住民や地域福祉の担い手の方々・健康づくり推進協議会の方々に、御船町における地域福祉を取り巻く現状や課題、課題の解決に関するアイデアや自殺対策に関するアイデアを整理していただくことを目的としてワークショップを開催しました。

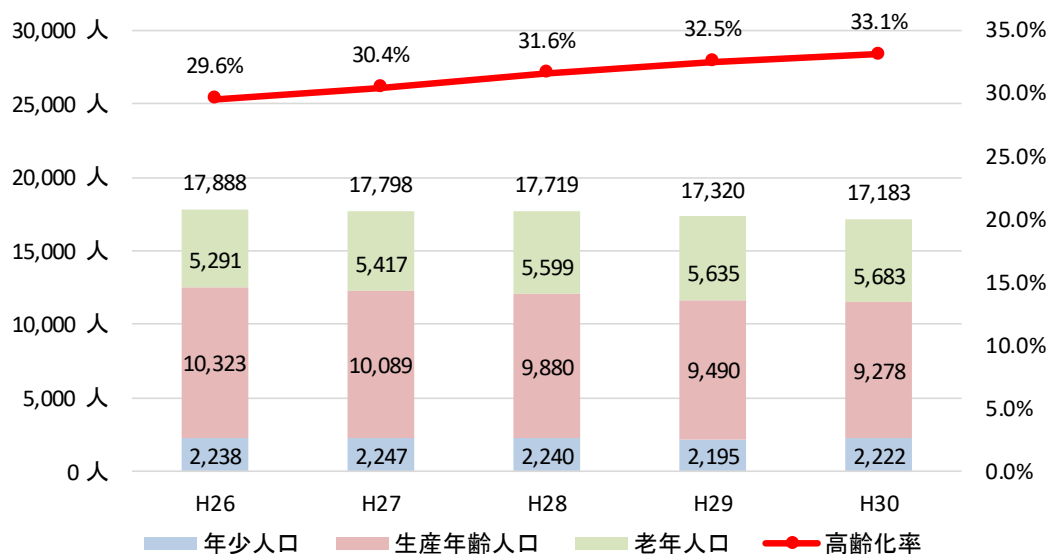
第2章 御船町の現状

1 人口の推移

(1) 年齢3区分人口の推移

本町の総人口は、平成26年の17,888人から平成30年には17,183人となり、705人の減少となっています。

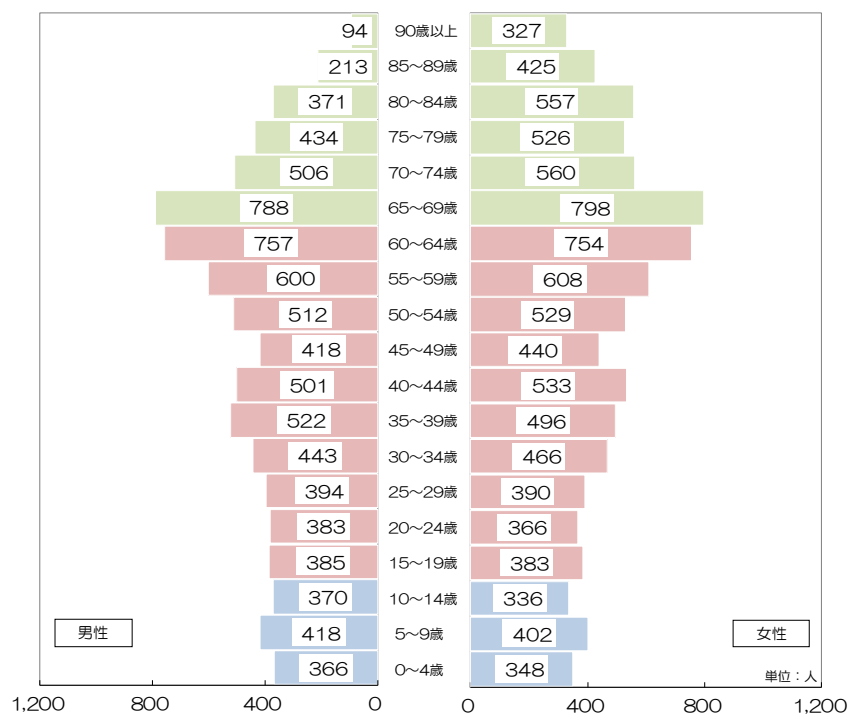
年齢階層別でみると、総人口が減少傾向で推移している一方、65歳以上の老年人口が増加傾向にあります。



※住民基本台帳 各年1月1日現在

（２）男女別・年齢別人口構成

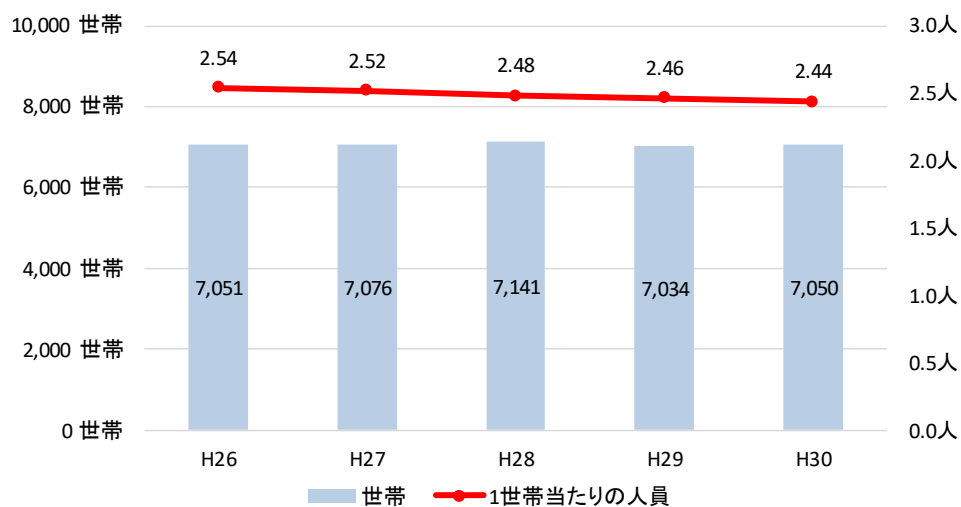
本町の平成２９年の男女別・年齢別人口構成をみると、６５～６９歳の団塊世代層及び４０～４４歳の団塊ジュニア層を中心に膨らみがみられます。



※住民基本台帳 平成２９年１月１日現在

２ 世帯の推移

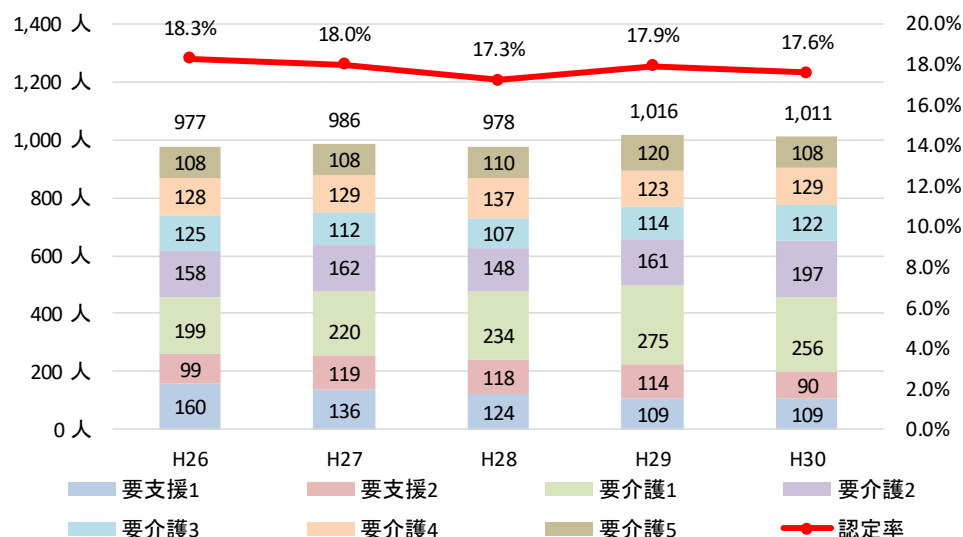
核家族化の進行により、世帯数はほぼ同水準で推移している一方、１世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。



※住民基本台帳 各年１月１日現在

3 要介護（要支援）認定者の推移

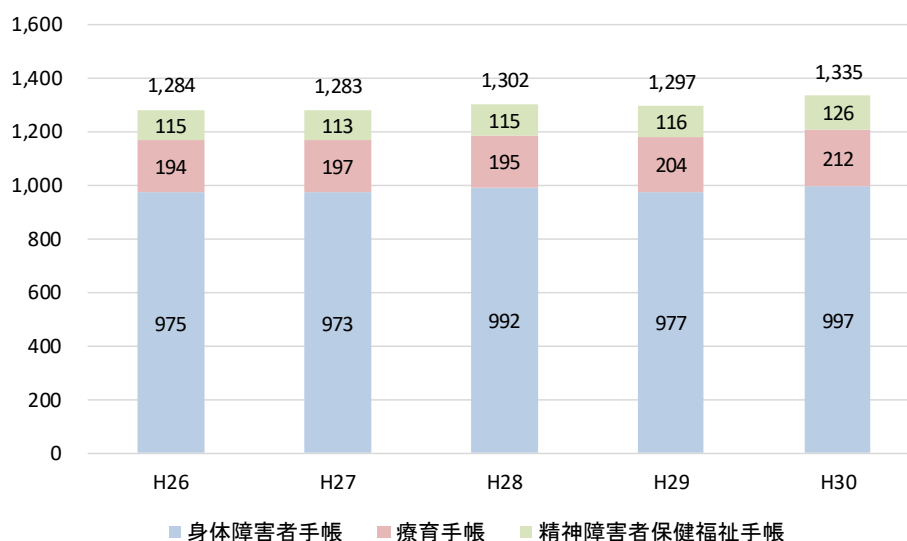
要介護（要支援）認定者数は、近年は増加傾向で推移しており、平成30年の第1号被保険者に占める認定者の割合は17.6%となっています。



※厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成29、30年のみ「介護保険事業状況報告」月報）

4 障害者手帳所持者の推移

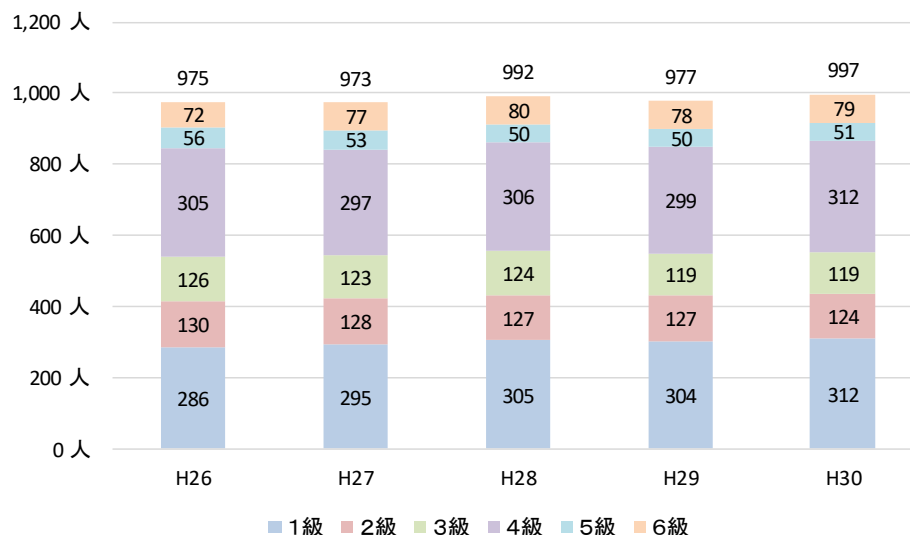
平成30年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者997人、療育手帳所持者212人、精神障害者保健福祉手帳所持者126人となっています。



※御船町福祉課資料（各年12月末現在）

（１）身体障害者手帳所持者（等級別）の推移

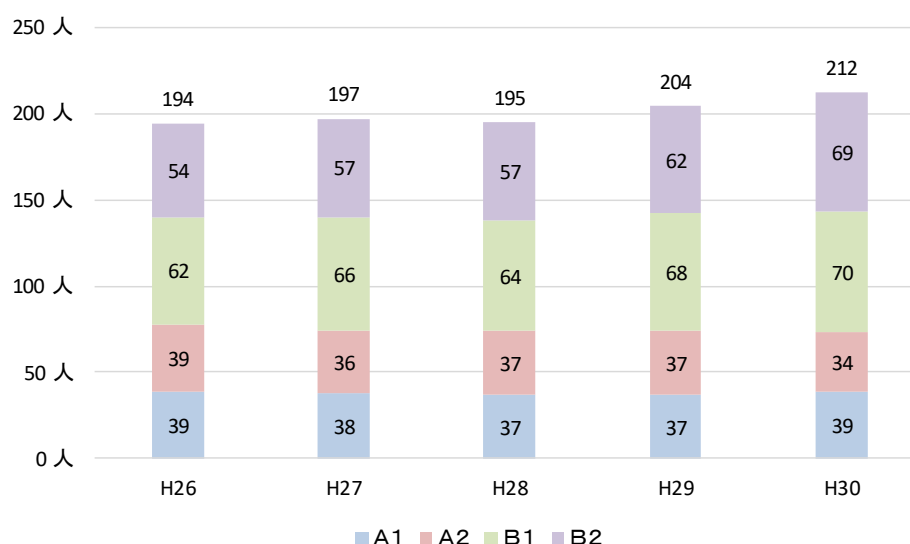
平成３０年の身体障害者手帳所持者は９９７人となっており、平成２６年と比較して２２人増加しています。



※御船町福祉課資料（各年１２月末現在）

（２）療育手帳所持者（等級別）の推移

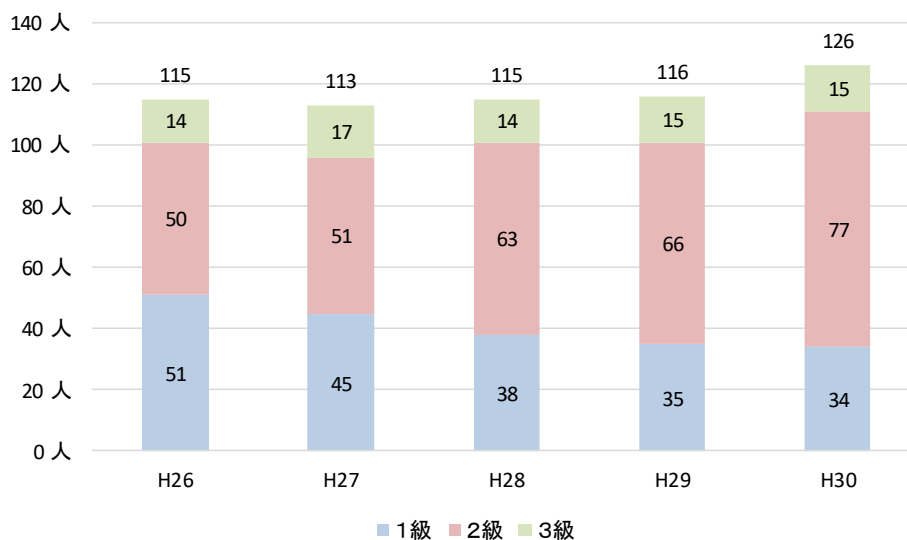
平成３０年の療育手帳所持者は２１２人となっており、平成２６年と比較して１８人増加しています。



※御船町福祉課資料（各年１２月末現在）

（３）精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移

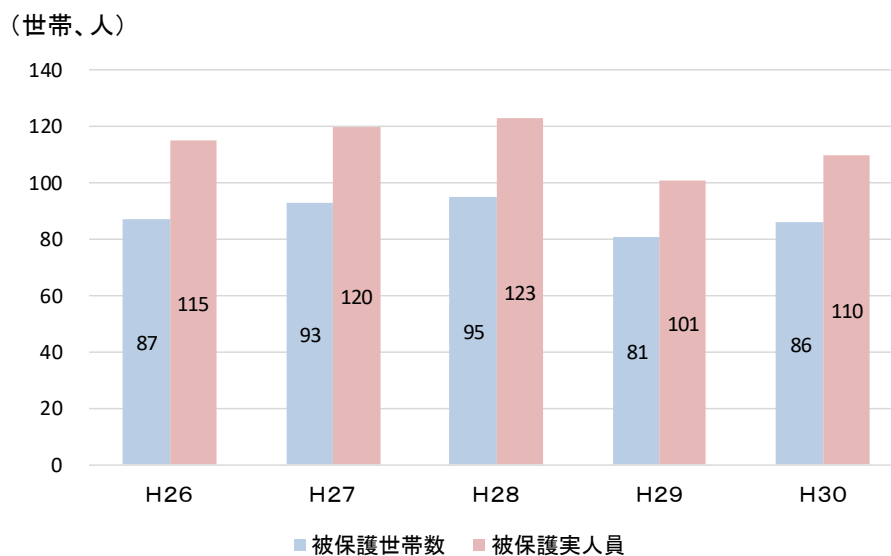
平成３０年の精神障害者保健福祉手帳所持者は１２６人となっており、平成２６年と比較して１１人増加しています。



※御船町福祉課資料（各年１２月末現在）

５ 生活保護世帯数等の推移

平成３０年度の被保護世帯数は８６世帯、被保護実人員は１１０人となっています。平成２６年と比較すると、被保護世帯数は１世帯、被保護実人員は５人減少しています。



※御船町福祉課資料（各年１２月末現在）

6 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

「御船町地域福祉計画・御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画」、「御船町自殺対策推進計画」の策定に当たり、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

② 調査の実施要領

調査時期	平成30年10月～11月
調査対象者	御船町在住の満18歳以上の方
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	1,500件
有効回収数	634件
有効回答率	42.3%

(2) 回答者の属性

① 性別

	男性	女性	無回答
件数	273	333	28
割合	43.1%	52.5%	4.4%

② 年代

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
件数	11	32	55	61	74
割合	1.7%	5.0%	8.7%	9.6%	11.7%
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上	無回答
件数	72	87	67	162	13
割合	11.4%	13.7%	10.6%	25.6%	2.1%

③ 居住地区

	御船校区	滝尾校区	木倉校区	高木校区	小坂校区	
件数	124	36	70	44	74	
割合	19.6%	5.7%	11.0%	6.9%	11.7%	
	水越校区	七滝校区	上野校区	田代東部校区	田代西部校区	無回答
件数	9	89	82	64	24	18
割合	1.4%	14.0%	12.9%	10.1%	3.8%	2.8%

④ お住まいの形態

	持ち家（一戸建て）	持ち家（マンションなどの集合住宅）	民間の賃貸住宅（一戸建て）	民間の賃貸住宅（マンションなどの集合住宅）	町営住宅、公社・公団等の賃貸住宅	仮設・みなし仮設	その他	無回答
件数	521	2	18	27	11	33	9	13
割合	82.2%	0.3%	2.8%	4.3%	1.7%	5.2%	1.4%	2.1%

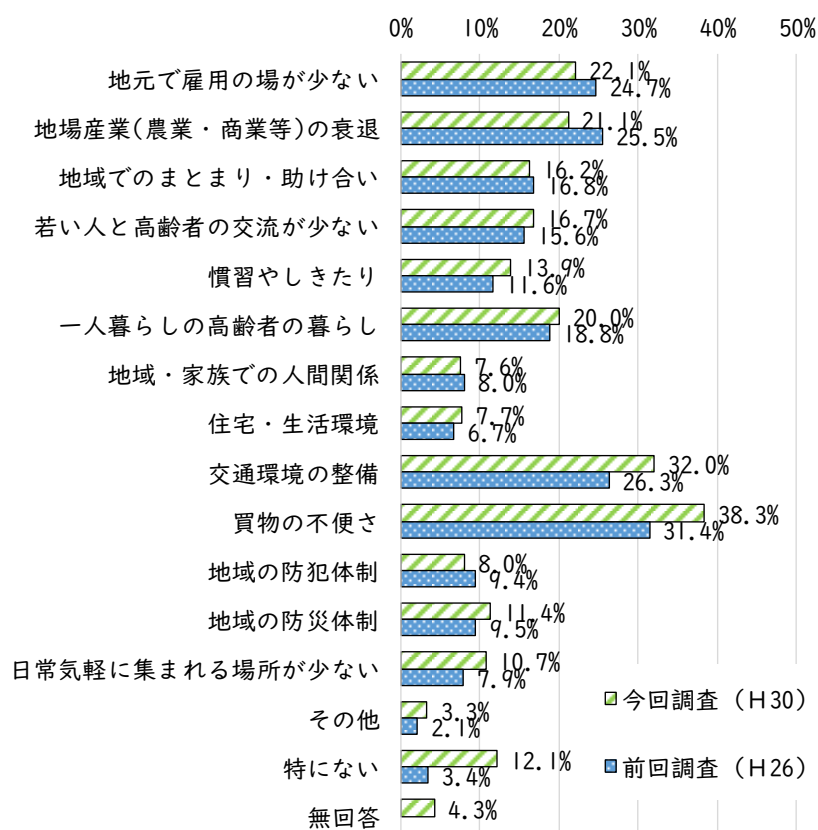
（３）調査結果

① 住まいの地域の課題について

「買物の不便さ」、「交通環境の整備」については、３割以上の方が住まいの地域の課題として挙げられています。

前回調査との比較でも、「買物の不便さ」、「交通環境の整備」の割合が増加しており、交通環境が悪化し、買物もままならない状況が伺えます。

【住まいの地域の課題】

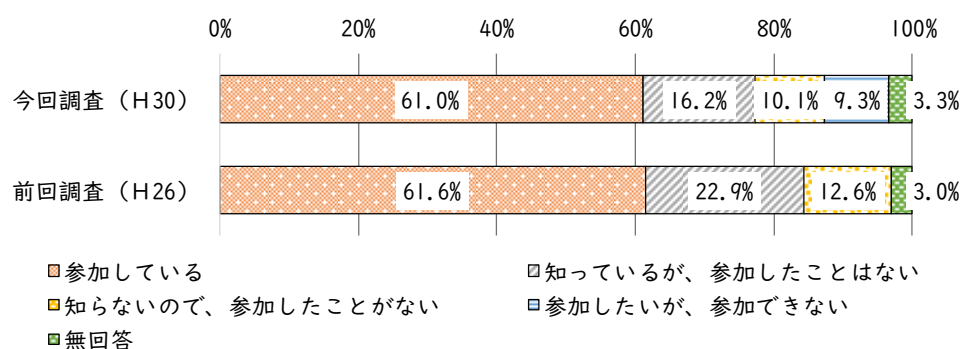


② 地域の行事・活動について

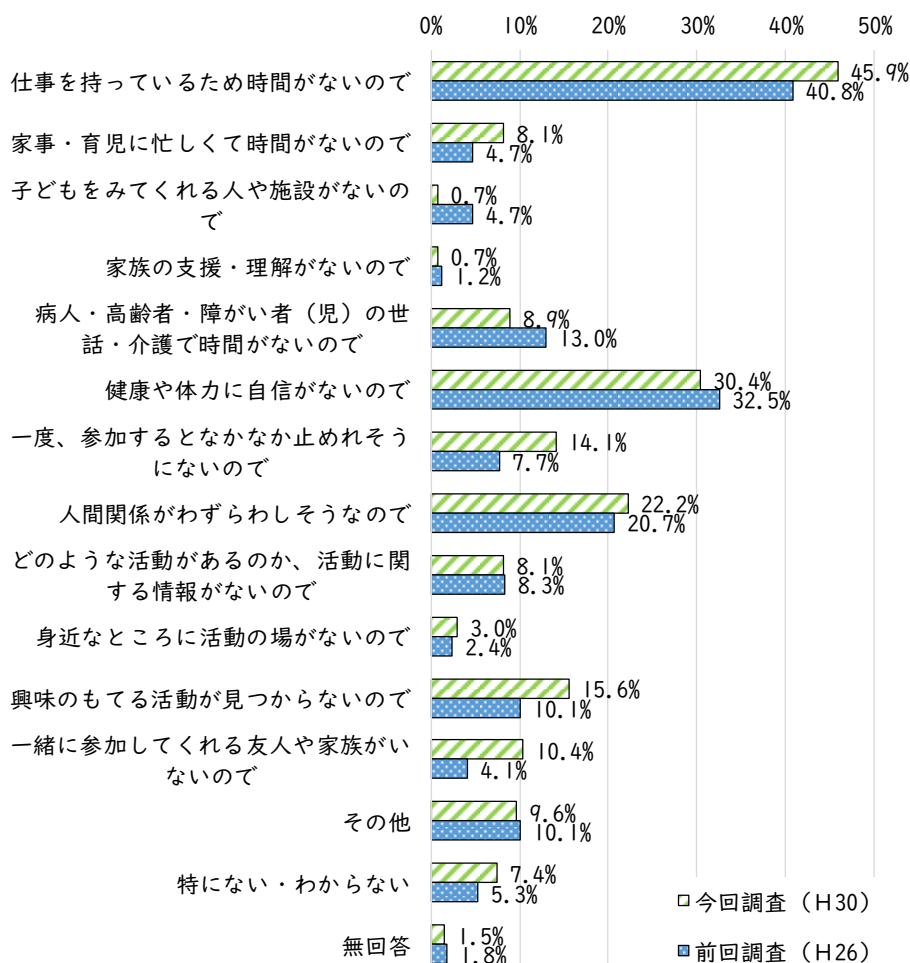
地域の行事・活動は、前回調査と比べ、参加状況にあまり大きな変化はありません。

新たに選択肢を追加したことにより、「参加したいが、参加できない」という方が約1割いることが把握できました。また、参加依頼があっても参加しない理由として、仕事や家庭で忙しく時間がないという方が約5割となっており、開催する時期や時間帯の調整が必要だと思われます。

【地域の行事・活動への参加状況】



【地域の行事・活動に参加しない理由】

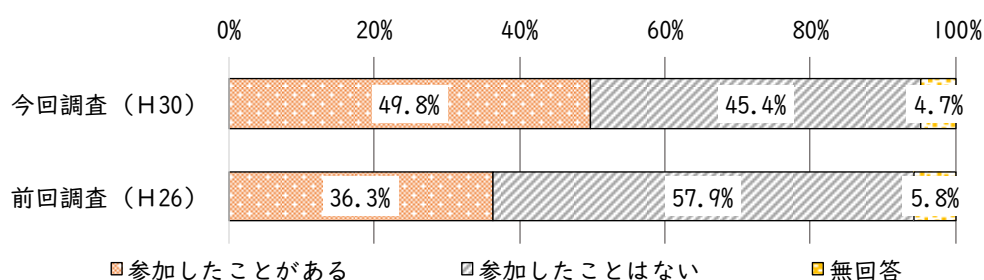


③ ボランティア活動について

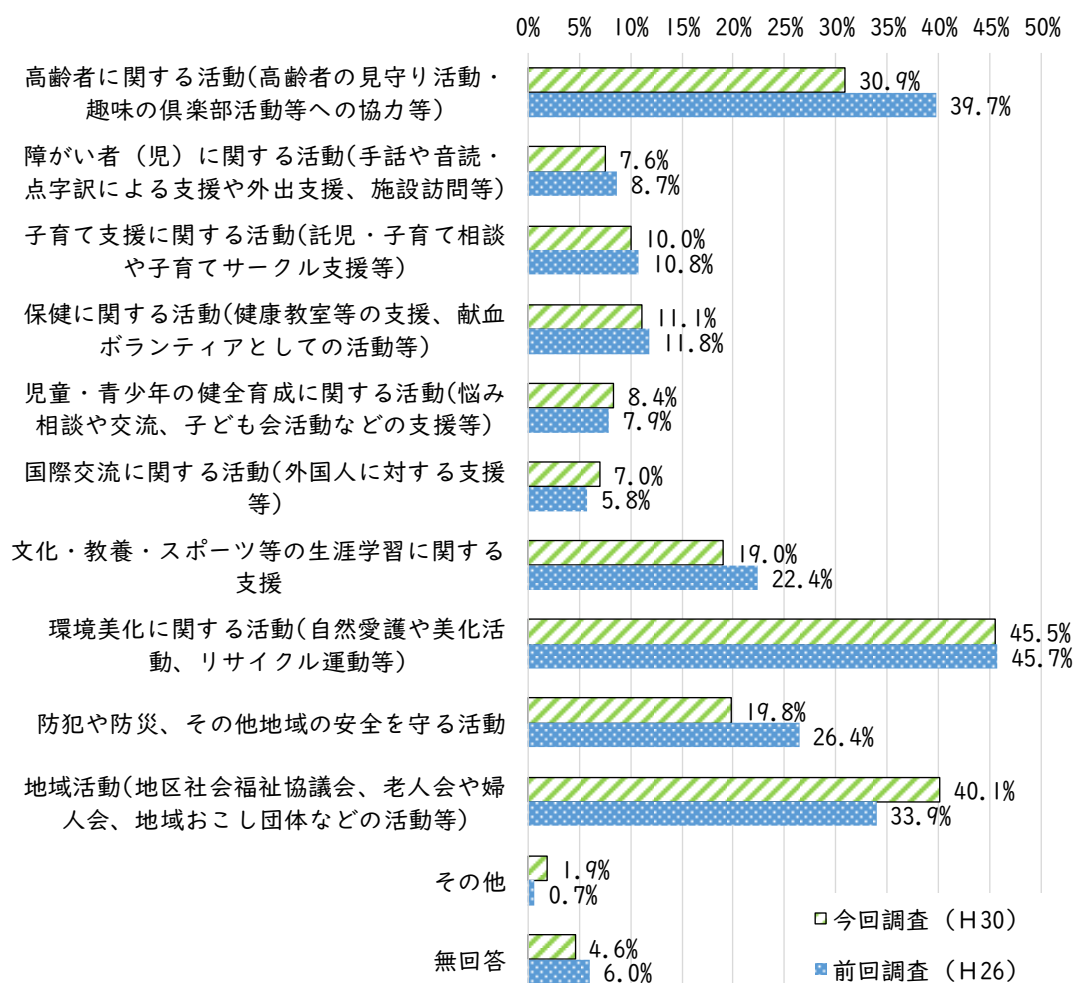
ボランティアの参加状況は、前回調査と比較して、「参加したことがある」方の割合が増加し、「参加したことはない」方を上回りました。

また、参加してみたいボランティア活動では、「環境美化に関する活動」や「地域活動」、「高齢者に関する活動」の割合が高くなっています。

【ボランティア参加状況】



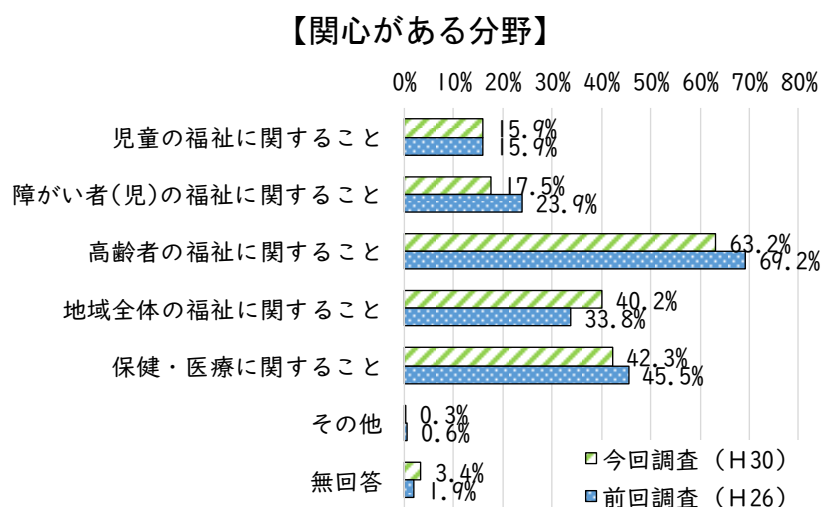
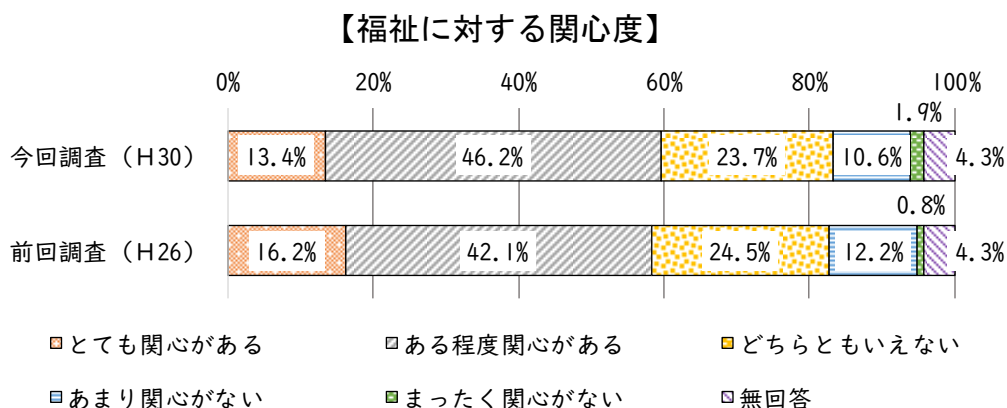
【参加してみたいボランティア活動】



④ 福祉のことについて

福祉に対する関心度は、約6割が関心がある（「とても関心がある」、「ある程度関心がある」の合計）と回答しています。関心がない（「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の合計）も1割以上見られました。

特に関心のある分野は、「高齢者の福祉に関すること」が6割以上と最も高いものの、前回調査と比較して、「地域全体の福祉に関すること」も増えてきています。

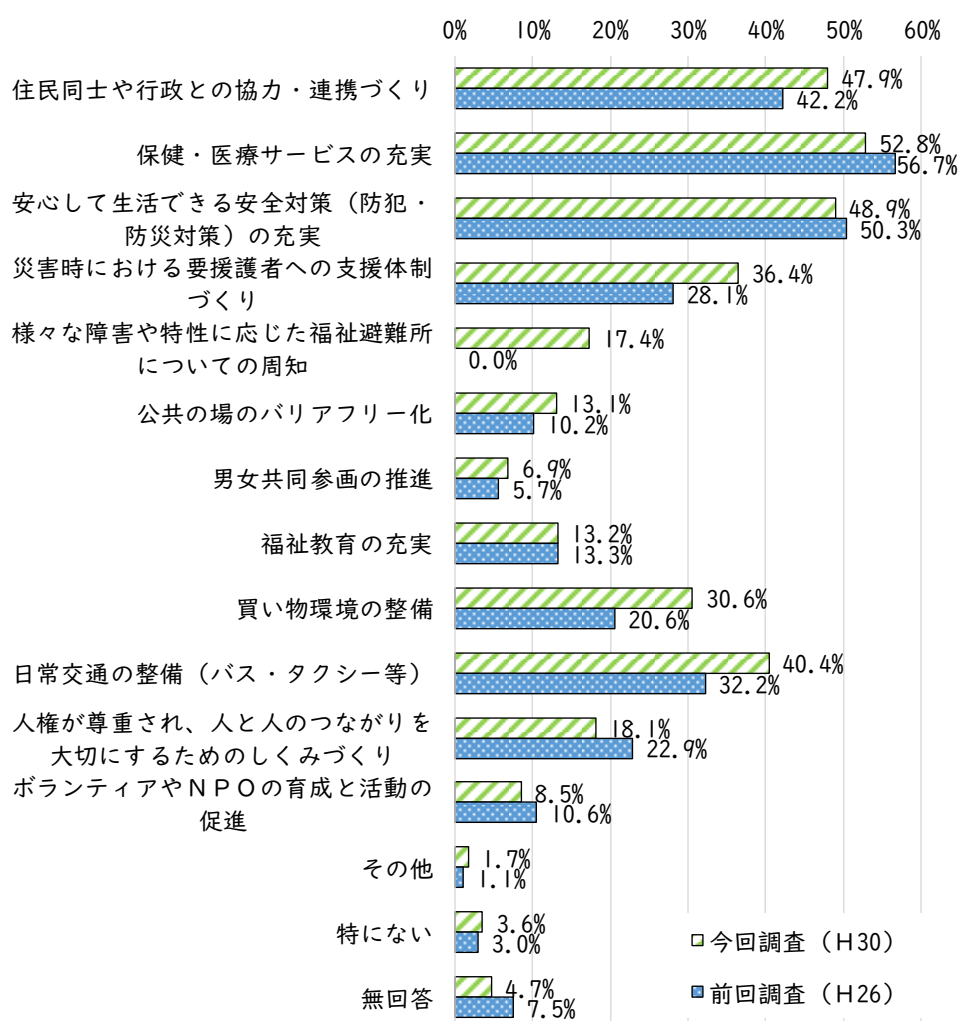


⑤ 地域社会の中で安心して生活していくために、必要な施策について

地域社会の中で安心して生活していくために必要な施策について、「保健・医療サービスの充実」、「安心して生活できる安全対策の充実」、「住民同士や行政との協力・連携づくり」が上位となっています。

しかし、前回調査と比較して、「買い物環境の整備」、「災害時における要援護者への支援体制づくり」、「日常交通の整備」も増加しています。

【必要な施策】



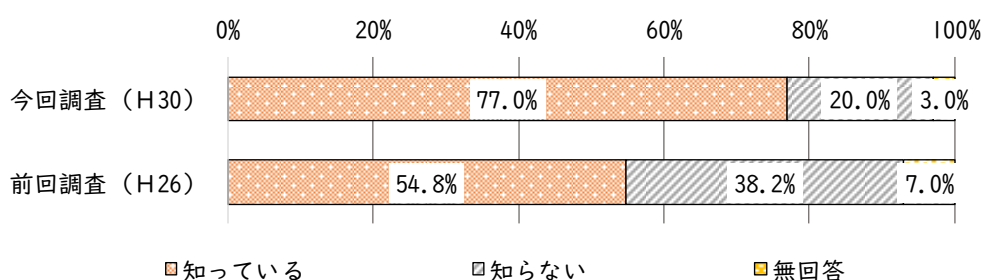
⑥ 災害時の避難場所について

避難場所について、「知っている」が約8割となっていますが、2割の方は避難場所を知らず、今後の周知が望まれます。

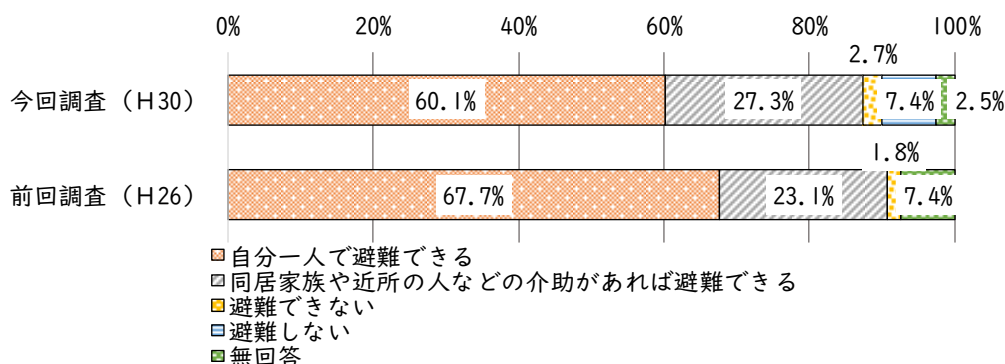
災害時に「ひとりで避難できる」は約6割で前回調査から約1割減少しています。約3割が「ひとりで避難できない」と回答しています

要援護者の支援対策としては、「地域と行政が協力して取組んでいくことが望ましい」が5割を超え、行政の支援が望まれているようです。

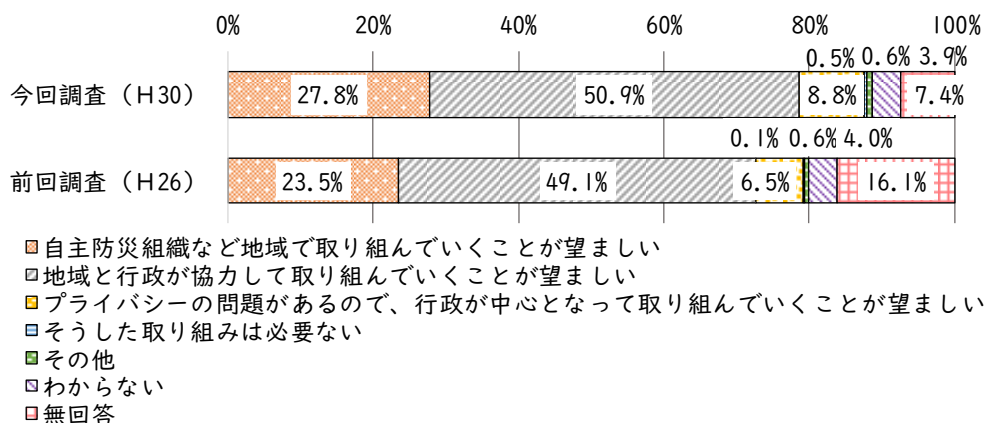
【避難場所の認知】



【避難方法】



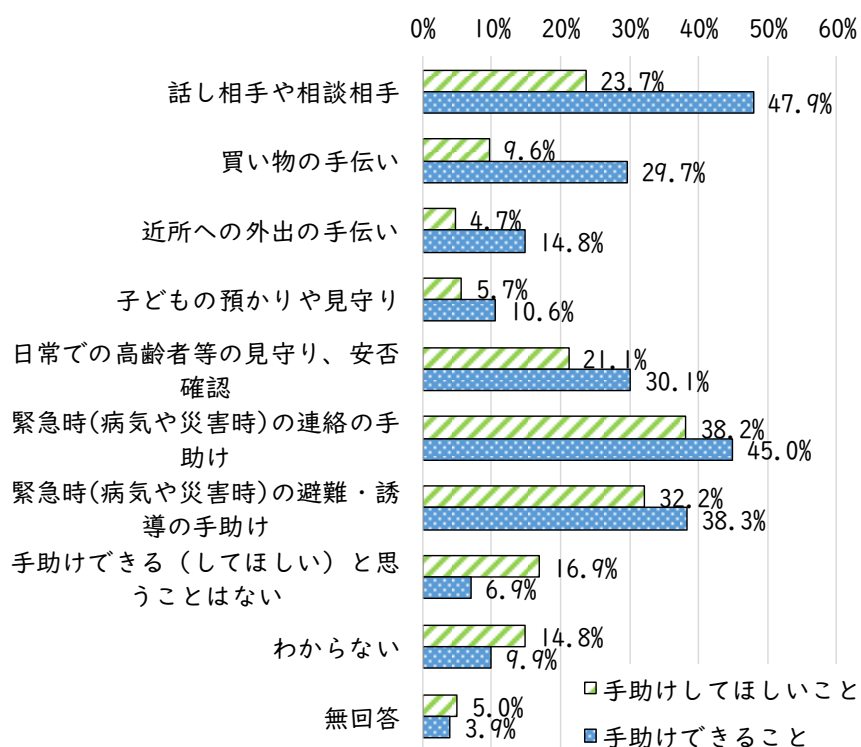
【要援護者の支援対策】



⑦ 地域における助けあい支えあいについて

緊急時の手助けについては、要望が3割を超えて高くなっていますが、支援も要望を上回り約4割となっています。また、他の項目でも概ね「手助けしてほしいこと」の回答率より「手助けできること」の回答の方が大きく上回っており、近所での助け合いや支え合いについて、良好な意識関係にあると思われます。今後はそれぞれ手助けを求める方々の要望に合うように支援者を配置するなどの方策が求められます。

【近所での手助け】



7 ワークショップの結果

(1) 目的

御船町地域福祉計画・御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画・御船町自殺対策推進計画を策定する際の基礎資料とするため、地域住民や地域福祉の担い手の方々・健康づくり推進協議会の方々に、御船町における地域福祉を取り巻く現状や課題、課題の解決に関するアイデアや自殺対策に関するアイデアを整理していただくことを目的としてワークショップを開催しました。

(2) 開催日時とテーマ

	開催日時	テーマ	参加者
第1回	平成30年10月10日 10:00～	◆地域の生活課題	◆民生委員・児童委員
第2回	平成30年11月19日 14:00～	◆活動する中で感じる課題	◆社会福祉協議会職員 ◆生活支援相談員
第3回	平成30年11月27日 14:00～	◆子どものこころのケア ◆仕事において(働き盛りの世代)のこころのケア ◆被災者のこころのケア	◆健康づくり推進協議会の方々

(3) 実施内容

第1回の実施内容

実施事項	内容
オリエンテーション	◆地域福祉ワークショップの目的や進め方の説明
グループワーク	◆「地域の生活課題」について意見交換 ◆意見交換で出た課題について解決するために「個人で出来そうなこと」、「地域で出来そうなこと」、「行政で出来そうなこと」を話し合う
意見交換内容の発表	◆グループで検討した結果などを発表し、参加者全員と情報を共有

（４）議論まとめ

第１回のまとめ

① 担い手・後継者不足

課題	解決策
◆地域行事でもリーダーとなる、若い人がなく同じ人が長年続けなければならない。 ◆地域の高齢化で、後に引き継ぐ人がない。 ◆担い手がない為、長期にわたり続けて担わなければいけない。 ◆高齢者世帯が多く、地域の担い手が少ない。 ◆若手の協力者が少ない。後継者の育成。 ◆民生委員や福祉協力員等の仕事も後継者がいない。 ◆見守り体制は、いつも役員ばかりしている。 ◆地区リーダー的な人が育たない（短期間で交代）。 ◆子供が少ない。	（地域） ◆区で各種団体を利用、意見交換をしている。 （行政） ◆民生委員のメリットを提示してもらう。 ◆若者の住みやすい町をつくる。

② 交通・移動

課題	解決策
◆公共交通の減少。高齢者の移動手段。 ◆高齢（独居）の買い物弱者支援。 ◆買い物の件。 ◆病院が遠い。 ◆店がない。 ◆スーパーの駐車場での高齢者の運転が危険。 ◆電動車の乗り方。交通など心配。 ◆横断歩道を渡って欲しい。 ◆地域差があるが中山間地の利便性が悪い。	（個人） ◆公共交通機関を使用する。タクシー。 ◆A コープ、グリーンコープ等々で対応できる場合は連絡を取り紹介する。 ◆家族での声かけ、協力。 （地域） ◆乗り合いしていく。 （行政） ◆行政からの補助（回数券等）。 ◆コミュニティバスを通してほしい。 ◆早急な震災復旧。

③ 高齢者

課題	解決策
◆一人暮らしの高齢者の見守り。 ◆高齢者が多く交通手段に不安がある（特に医療）。運転が出来る人もいるが、ガケから落ちてもまた運転している。 ◆介護している家庭への支援。 ◆高齢者の入所先を探すのが大変。 ◆高齢者だけの世帯が多い。別居の家族との疎遠、意思疎通が無い家庭がある。兄弟仲良くの家庭教育が活かされていない家庭がある。 ◆老々介護。 ◆老人の中でグループがあり取り残された人がいる。 ◆認知症の確認が難しい。 ◆認知症に対する地域の理解が得られない。	（個人） ◆見守り、声かけ、訪問。 ◆必要な時声をあげる。 ◆家族で正直に話し合う。 ◆早期受診をすすめる。 （地域） ◆災害時の避難援助、見守り、声かけ。 ◆情報交換や見守りネットワークを細やかにすることで、高齢者の見守り強化。 ◆地域で見守る。 ◆近所の人から情報を得る。 （行政） ◆全体的に情報を伝えていくことが大切。行政にやってほしい事は交通の事。 ◆包括支援センター等からの支援を受ける。 ◆情報や相談を行政の方に伝えたり、話して聞いてもらう。 ◆介護サービスの充実（特に施設）。

④ 地域の活動への参加

課題	解決策
◆サロンの参加が少ない。 ◆高齢者男性の参加者が少ない。 ◆核家族化で地域に若者が少ない。わずかにいる若者に地域の世話役が毎年集中。仕事の都合で大変重荷になり、負担感が強くなる。継続性が少なく、世話が途切れる傾向。 ◆サロンに高齢者の方の参加がなく、困っている。 ◆地区の行事の参加者が少ない。親子会もなくなった。少子化。 ◆若者の地域との関り方ができていない。 ◆地区の小学校・中学校との交流が少ない。 ◆集まる場所がない（公民館がない）。 ◆アパートの住民の把握ができにくい。 ◆新しい住居者の番地がわからない。	（個人） ◆日ごろのコミュニケーションが大事。 ◆サロン・行事の予定情報をまめに伝えていく。 ◆家族内での情報共有。 （地域） ◆区長と相談して、参加、協力してもらえよう、呼びかけをする。 ◆サロンに行っていない人に情報を伝える。声かけして誘いあつて行く。 ◆子供会の活性化。 ◆子供を巻き込んだ地域の祭り。 ◆アパートの経営者及び区長に相談する。 （行政） ◆集まる場所。区長が行政に話すことなどで、総会の時毎年でているけど進まない。 ◆地図がほしい。

⑤ 災害・防災

課題	解決策
◆高齢者世帯が多く、情報収集の手段に疎く、何をどの様にしていかが判断が出来ない。「自助」の部分に欠ける世帯が多い。 ◆防災組織は出来ているが名ばかり。行政防災無線が平成31年（2019年）3月開局予定。その後に組織作りの予定。 ◆情報が少ない。活動がしにくい。 ◆解決できないままやむやで終わってしまう。 ◆地震・水害等、災害により避難所、避難行動等が変わる為、難しい。 ◆高齢者の避難。 ◆災害時の支援者を一人ひとり聞いておきたい。 ◆消防団員が少ないので、災害の時困る。 ◆救急車や消防車が通行しやすい環境づくり。 ◆消防の方との連携。 ◆公民館の場所の問題。防災上よくない立地。 ◆避難場所をまだ確認されていない人が多い。 ◆災害時避難行動に不安がある。 ◆身近に避難所がない。 ◆防災に関する知識が薄い。	（個人） ◆安否の確認の為電話をかける。避難準備を促す。 ◆トイレの水汲み。公民館の避難所としての開設。 ◆個人でできる対応。自分の家の近くの一人暮らしに気を付けていく。 ◆「となり」の状況確認。 ◆地区長への「報連相」 ◆地区の状況確認 ◆サロンで呼びかけ。どんな事を用意しているか。 ◆ヘルメット、懐中電灯、靴、靴下。高い所におかない。整理整頓。 ◆自分から情報（防災）を集める。 ◆話し合いに参加する。 （地域） ◆近所間の声かけ・助け合い。 ◆防災メンバーの確立。 ◆身近に避難所を作る。 ◆チラシをコピーし配布している。 ◆話し合いの場をつくる。 （行政） ◆集落内の緊急時に必要な救急車や消防車の入る為の道路拡幅の支援や材料提供など。 ◆仮設の方々には住居の不安があるので現状の報告をしてほしい。 ◆機能的な組織をつくる。

第3章 第2期計画の実施状況

1 福祉サービスの適切な利用を促進する

(1) サービスの適切な利用につながる情報提供の強化

- ◆社協だよりを年に3回発行しています。
- ◆地域支え合いセンターだよりを年に1回発行しています。
- ◆御船町社会福祉協議会ホームページを随時更新しています。
(平成27年10月開設)
- ◆高齢者の集まる場(介護予防教室や地域サロン)において情報提供をしています。
- ◆民生委員定例会やケアマネ会等にも参加し情報提供をしています。

(2) 相談体制の充実

- ◆心配ごと相談、法律相談を月1回開催しています。
- ◆総合相談窓口として多くの相談を受けています。
- ◆生活支援員等は資質向上の為に研修会に参加しています。

(3) 権利擁護の推進

- ◆地域福祉権利擁護事業は現在25件(3件待機)となっており、今後も増加する事が予測されるため、早期発見、早期対応への取組みのためには人材の確保が必要な状況です。
- ◆成年後見制度に関する相談を受けています。
- ◆地域権利擁護事業から成年後見制度への移行も支援しています。

(4) サービス利用に結びついていない人への対応

- ◆地域支え合いセンターでは、被災者の困りごとを町へつないでいます。
- ◆介護予防教室等は参加が中断された方への訪問を行っています。
- ◆生活困窮者自立支援事業での相談支援を行っています。
- ◆高齢者虐待防止のための権利擁護に関する研修を開催し、虐待防止の啓発に取り組んでいます。

(5) サービスの質の確保

- ◆福祉サービス第三者委員会を設置し苦情相談・解決を行っています。
- ◆高齢者のサービス利用等さまざまな相談を受け付けています。

(6) 地域における共生型サービスの普及促進

- ◆近隣の仮設団地の見守りやサロンの協力を依頼しています。
- ◆現在、地域密着型サービス事業所の共存型サービスの提供という取組みは実施していませんが、地域密着型サービス事業所の地域住民参加型のイベントの開催等により地域交流を図っています。

2 福祉に関する意識の向上を図る

(1) 広報・啓発活動の推進

- ◆社協だよりを年に3回発行しています。
- ◆地域支え合いセンターだよりを年に1回発行しています。
- ◆御船町社会福祉協議会ホームページを随時更新しています。
(平成27年10月開設)
- ◆地域サロン祭り「サロンピック」の開催をしています。
- ◆社会福祉協議会事業紹介DVDを作製しています。

(2) 交流の機会の推進

- ◆地域支え合いセンターで建設型、借入型仮設団地入居者と地域をつなぐ交流支援を地域と共に行い支援しています。

(3) 福祉教育・体験学習の充実

- ◆小学生向けにボランティアスクール、中高生向けにワークキャンプを開催しています。
- ◆ボランティア協力校へ助成しています。
- ◆小中学校で行う認知症学習会への協力をしています。

3 地域福祉を担う人材を育成・確保する

(1) 地域リーダーの育成・確保支援

- ◆地区社会福祉協議会役員研修会の開催をしています。
- ◆介護予防・生活支援サポーターの連絡会の開催をしています。
- ◆第2層生活支援コーディネーターとの連携をしています。

(2) 地域福祉を支える人材の育成

- ◆地区社会福祉協議会や水越地域活性化協議会福祉部の支援をしています。
- ◆介護予防・生活支援サポーター、たすくメイトの養成及びフォローアップと活動の場の紹介をしています。
- ◆福祉協力員の活動支援、研修の開催をしています。
- ◆シルバーヘルパーの養成協力をしています。
- ◆市民後見人養成講座受講者を生活支援員へ登用をしています。
- ◆各地区老人会の支援をしています。

(3) ボランティアの育成、活動支援

- ◆御船町のボランティア連絡協議会の活動支援をしています。
- ◆震災を機に立ち上がったボランティア団体連絡会「みふねっと」との連携をしています。
- ◆ボランティア保険の窓口をしています。

(4) より良い近所づきあいの構築

- ◆見守りネットワークの強化、連絡会への参加をしています。
- ◆地域サロンでの啓発、話し合いをしています。

(5) 社会福祉協議会の機能強化と活性化

- ◆補助金の交付をしています。

4 地域福祉活動の拠点をつくる

(1) 地域福祉活動の場づくり

- ◆地域サロンを含め地域の活動の拠点となる各公民館の簡易な住宅改修を行っています。
- ◆地域で活動している団体に様々な補助金等の情報提供をしています。

5 地域福祉を推進する仕組みをつくる

(1) 地域福祉のネットワークづくり

- ◆小地域見守りネットワークにおいて各地区の連絡会に参加し、個人の課題や地域の困りごとの把握をしています。
- ◆その後、各機関への情報提供、連携をとっています。
- ◆福祉協力員や民生委員、地域支え合いセンターからの情報は必要時、行政や他機関と共に動いています。

(2) 各種団体との連携強化

- ◆個人や地域の課題が複合化し、社会福祉協議会のみでは解決できない事が増えてきています。
- ◆特に震災後の生活困窮者自立支援制度は多くの機関との連携が必須となっています。

6 安心して暮らせる生活環境を整備する

(1) 地域ぐるみの安全対策づくり支援

- ◆見守りネットワークや地域サロンでの安否確認や防犯、防災の啓発をしています。
- ◆緊急安心カードの設置をしています。
- ◆地域と関係機関のつながりをしています。

(2) 災害時及び平常時の要援護者への支援体制の構築

- ◆震災直後は福祉課より要援護世帯の名簿を情報公開してもらい、外部団体に協力を依頼し600戸の家庭訪問をおこなっています。
- ◆独居高齢者と高齢者のみ世帯及び在宅介護者の把握をしています。
- ◆見守りネットワーク連絡会、緊急安心カード、地域サロンの実施をしています。

(3) 住みやすい生活環境（交通）の整備

- ◆バス路線や高齢者の外出手段の調査をしています。
- ◆震災後の移動販売の調査及び販売車の手配をしています。
- ◆生活たすくろサービスにて必要な方への生活の支援をしています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

みんながいきいき輝き 健康で安心のある暮らし

本町の最上位計画である「第5期御船町総合計画」では、基本理念に基づき掲げた将来像である「自然いっぱい 夢いっぱい 活気あふれる交流の町 御船」を実現するため、まちづくりの目標として、「便利で快適なまち」、「安心・安全なまち」、「いきいきとしたまち」、「計画推進のための環境整備」を設定しています。

本計画においても、これらの目指すべき目標を基本とし、町民、町、御船町社会福祉協議会などが協働し、すべての町民が安心して暮らせる町の実現を目指し、第1期計画及び第2期計画で掲げた理念である「みんながいきいき輝き 健康で安心のある暮らし」を継承し、施策・事業の展開につなげます。

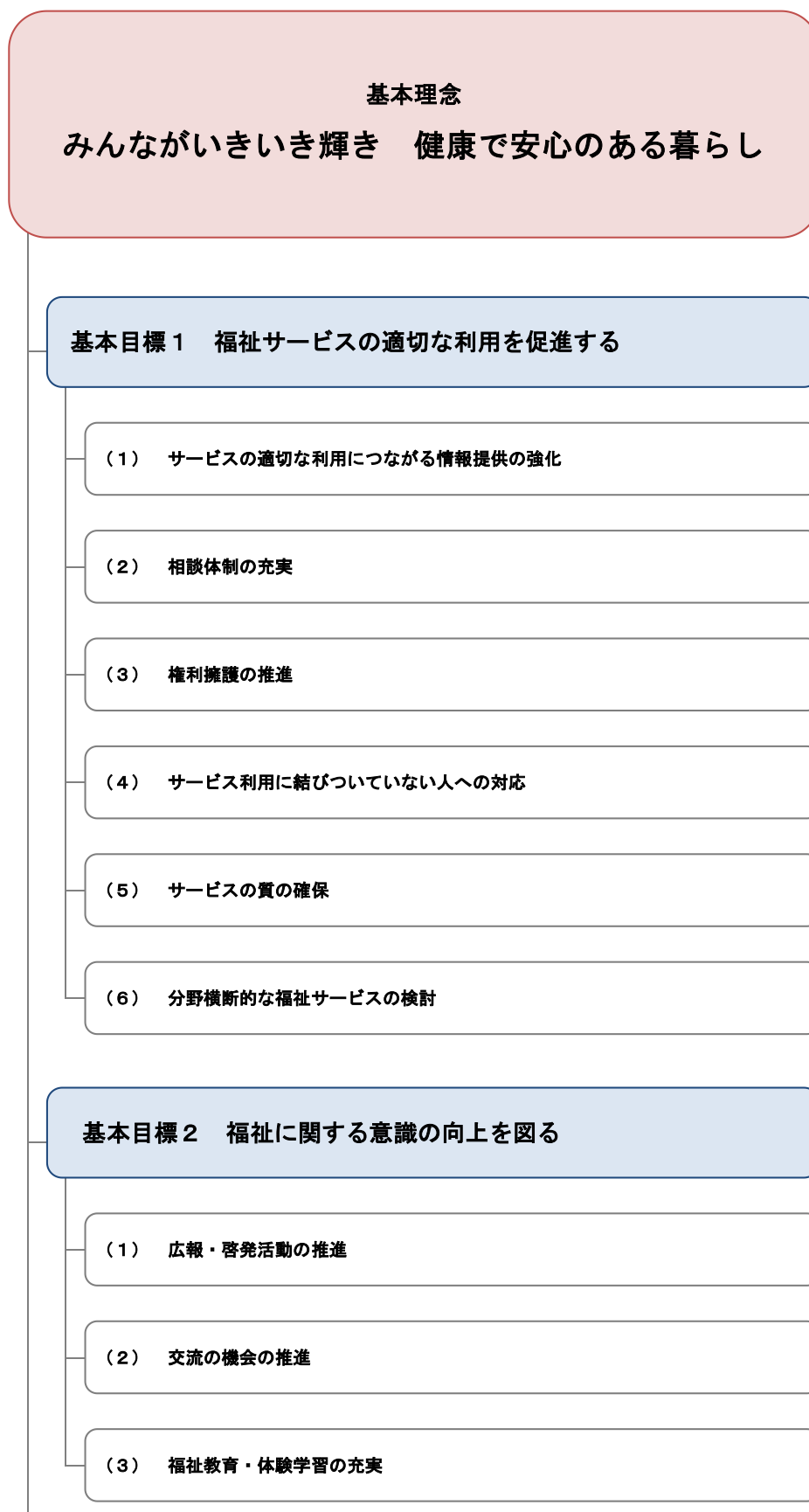
2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、以下6つの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

基本目標

- 基本目標 1 福祉サービスの適切な利用を促進する
- 基本目標 2 福祉に関する意識の向上を図る
- 基本目標 3 地域福祉を担う人材を育成・確保する
- 基本目標 4 地域福祉活動の拠点をつくる
- 基本目標 5 地域福祉を推進する仕組みをつくる
- 基本目標 6 安心して暮らせる生活環境を整備する

3 施策の体系



基本目標 3 地域福祉を担う人材を育成・確保する

- (1) 地域リーダーの育成・確保支援
- (2) 地域福祉を支える人材の育成
- (3) ボランティアの育成、活動支援
- (4) より良い近所づきあいの構築
- (5) 社会福祉協議会の機能強化と活性化

基本目標 4 地域福祉活動の拠点をつくる

- (1) 「地域の縁がわづくり」の推進

基本目標 5 地域福祉を推進する仕組みをつくる

- (1) 地域福祉のネットワークづくり
- (2) 各種団体との連携強化

基本目標 6 安心して暮らせる生活環境を整備する

- (1) 地域ぐるみの安全対策づくり支援
- (2) 災害時及び平常時の要配偶者への支援体制の構築
- (3) 住みやすい生活環境（交通）の整備

第5章 施策の展開

基本目標1 福祉サービスの適切な利用を促進する

福祉に関する制度やサービス内容は、近年めまぐるしく変化しており、一人ひとりにあったサービス内容が求められます。そのため、専門性の高い相談窓口の対応や広報紙を含め、様々な手段を用いて情報提供を行う必要があります。

また近年、社会経済環境の変化によって、誰もが生活困窮に至るリスクがあり、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。こうした状況に対応するため、平成27年度から始まった生活困窮者自立支援制度に基づくサービスの提供が重要となります。

住民一人ひとりが住み慣れた地域で、自立して安心して充実した生活をおくるために、利用者本位のニーズに基づいた的確なサービスを身近で気軽に利用できる環境をつくることが求められます。このため、住民一人ひとりの自立支援につながる福祉サービスの質と量の向上をめざし、あらゆる機会を通じて、適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制等の充実を図ります。

(1) サービスの適切な利用につながる情報提供の強化

【取り組み内容】

- 福祉サービスに関する制度や法律の改正により複雑化する現状について、住民へよりわかりやすく伝えられるよう、広報紙や町ホームページ、町社会福祉協議会の「社協だより」などを活用し、情報提供の充実を図ります。
また、紙面のデザインや内容の吟味、発行回数などの工夫を行い、関心を持って読んでもらえるよう取り組みます。
- 地域で開く各種団体の会議・会合など、より身近な場所を使った情報提供の充実を図ります。併せて、町の出前講座の充実も図ります。
- 住民に必要な情報が伝わるよう、社会福祉協議会、自治会、市民活動団体、NPO、事業者、民生委員・児童委員等と連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。

(2) 相談体制の充実

【取り組み内容】

- 役場内の相談窓口や地域包括支援センター、つどいの広場ゆうゆう等と連携し、住民からの相談に適切に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・団体等との連携を強化するなど、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。
- 御船町社会福祉協議会で実施している「心配ごと相談、法律相談」をはじめ、住民の日常生活における様々な相談を受け付ける「総合相談」の支援と利用促進を図ります。

(3) 権利擁護の推進

【取り組み内容】

- 判断能力の不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、利用支援を行います。また、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の窓口の充実を図るとともに、関連機関と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。
- 国の成年後見制度利用促進計画を踏まえ、御船町成年後見制度利用促進基本計画の策定を検討します。
- 子どもや高齢者、障がい者への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている住民の権利を守り、民生委員・児童委員・主任児童委員等の地域福祉関係者や福祉サービス事業所と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援を行います。

(4) サービス利用に結びついていない人への対応

【取り組み内容】

- 支援を必要とする人であっても、サービスが周知されていなかったり、家庭等の問題でサービスが利用できなかったりするケースがあります。これらの人が適切なサービスを利用できるよう、近隣住民や民生委員・児童委員などによる見守り体制を構築し、場合によっては、専門職員を派遣するなどして対応を図ります。
- 生活困窮者などに対して、経済的困窮や社会的孤立状態にならないように、その前段階で相談が受けられる体制づくりを推進します。
- 現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者や複合的な課題を抱える人に対しても必要な支援が行き届くよう、対象者のニーズに応じた横断的支援の構築を図ります。

(5) サービスの質の確保

【取り組み内容】

- 福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択し、利用できるよう、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。

(6) 分野横断的な福祉サービスの検討

【取り組み内容】

- 今後の国の動向を踏まえ、年齢や障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、多様な課題・ニーズに対応する機能を持つ共生型サービスの実施を検討します。

基本目標２ 福祉に関する意識の向上を図る

地域福祉を推進していくためには、住民が地域に関心を持ち、地域のことを知るなかで支え合いの意識を高めていく必要があります。そのため、本町で実施している様々な活動を通して、すべての人が地域活動や近所付き合いについてその重要性を認識することが必要です。地域住民と関係団体、行政が連携を図り、その活動を充実させ、地域で支え合いのできる体制をつくります。

（１）広報・啓発活動の推進

【取り組み内容】

- 地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報紙やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く住民に周知します。また、様々な機会を捉え、福祉に関する情報提供を行い、地域における当事者意識の醸成を図ります。
- 子どもから高齢者まで地域のあらゆる人が地域福祉の活動に参加できる機会を提供し、実践的な啓発活動に努めます。

（２）交流の機会の推進

【取り組み内容】

- 高齢者、障がいのある人、子ども等を含む、誰もが広く利用できる各種サロン活動や地域のイベント等、気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。
- 仮設住宅から再建した方と地域の方々との交流支援を図ります。

（３）福祉教育・体験学習の充実

【取り組み内容】

- 地域・行政・社会福祉協議会が連携し、偏見や差別などをなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。
また、助け合い・支え合う地域づくりは、子どもから大人まですべての住民一人ひとりの心の中に、相手を尊重し助け合い・支え合う福祉の心を育てることが大切となります。今後もボランティア養成講座や各種体験事業などの充実に取り組むとともに、子どもたちを対象とした福祉教育の推進に努めます。

基本目標 3 地域福祉を担う人材を育成・確保する

地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町内会、自治会、NPO 等、既存の地域資源との連携強化を図り、地域福祉を担う人材の育成を行います。同様に、地域福祉活動の継続のため、地域内で活躍できる後継者等の育成及び確保に努めます。

(1) 地域リーダーの育成・確保支援

【取り組み内容】

- 各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。
また、各分野のリーダーの人材育成及び活動支援を継続して行います。

(2) 地域福祉を支える人材の育成

【取り組み内容】

- 「地域活動を担う人材が育つ環境づくり」や、様々な能力や特技、知識や経験を蓄積している地域の人たちを発掘し地域活動で活躍してもらう「地域活動を推進する人材の発掘」を図ります。

(3) ボランティアの育成、活動支援

【取り組み内容】

- ボランティアを身近に感じ、気軽に参加してもらえるよう、社会福祉協議会と連携し、広報紙、パンフレット、町ホームページ、町内会の掲示板等のほかあらゆる機会において、ボランティアに関する情報提供に努めます。
- ボランティア活動を広く町民に広報するとともに、福祉に関する講座等の受講者に対し、ボランティアに関する情報や活動の場を提供するなど、受講後の支援を行います。また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。
- 社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体やNPO等の活動を推進するとともに、ボランティア活動への関心を高めるための体験、講座等の企画や人材育成等に努めます。

(4) より良い近所づきあいの構築

【取り組み内容】

- 高齢者や障がい者、子どもなど様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の充実はとても重要です。今後も増加する一人暮らし高齢者など、支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常的な見守りを含めたネットワークづくりのための地域見守り活動の推進を図ります。

(5) 社会福祉協議会の機能強化と活性化

【取り組み内容】

- 地域福祉を実践する人材の育成・確保と併せて、町における地域福祉の活動を推進する中核的な組織として、社会福祉協議会の機能強化を図り、計画を推進します。
- 支援を必要とする人と支援できる人を結びつけるボランティアセンターのコーディネート機能や、地域活動、ボランティア活動の情報収集、情報提供などの取り組み役割としての機能強化を支援します。
- ボランティア同士、団体間の交流・連携支援などの機能が充実するよう働きかけていきます。
- 広くボランティアを募るため、子育て、障がい者、高齢者などテーマを分けた各種のボランティア講座の開催などについても協力及び支援に努めます。

基本目標 4 地域福祉活動の拠点をつくる

地域で住民同士の交流・ふれあいを進めていくには、住民一人ひとりが身近な住民と知り合い、信頼関係を育むことができるように、多くの人が気軽に集え、日常的な交流を図ることのできる場をつくることが重要です。そのため、既存の公共施設の有効活用による活動の場の確保を進めるとともに、行事や研修の開催など地域住民が交流できる機会や場を増やしていきます。

(1) 「地域の縁がわづくり」の推進

【取組み内容】

- 熊本県では、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の普及を図っており、本町では3団体が登録を行っています。更なる推進を図るため、活動内容の広報を行うとともに、熊本県と連携し「地域の縁がわづくり」の活動支援や登録申請における支援等を行います。

基本目標 5 地域福祉を推進する仕組みをつくる

地域で暮らすすべての人が、可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくために、地域で人と人が繋がりを持って、お互いを認め合い、支え合うための仕組みをつくりまします。

(1) 地域福祉のネットワークづくり

【取組み内容】

- 小地域見守りネットワークにおいて、各地区の連絡会に参加し、個人の課題や地域の困りごとの把握、各機関への情報提供等に努めています。今後は地域座談会の開催やアウトリーチ（訪問活動）に努めます。
- 民生委員・児童委員・主任児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう支援します。

(2) 各種団体との連携強化

【取組み内容】

- 複雑化・多様化する福祉ニーズに対して、地域団体や関係機関等が情報共有、ケース検討、サービス調整などの連携を図り、ネットワークを形成できる場づくりを支援します。
また、高齢者や障がい者、子ども、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制の強化を図り、地域力の向上を目指すなど、包括的な支援力の強化を図ります。

基本目標6 安心して暮らせる生活環境を整備する

近年、子どもを狙った犯罪や、振り込め詐欺等の犯罪など、町民の防犯意識を高めると同時に、犯罪や交通事故を未然に防ぐ地域づくりが求められています。

また、防災面については、未曾有の大災害となった東日本大震災を受け、全国的に災害時の支援体制と避難体制の構築が進められています。

(1) 地域ぐるみの安全対策づくり支援

【取り組み内容】

- 夜間の犯罪を防止するため、街路灯の整備など交通災害、防犯に関し、取り組みを行います。
- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などが増えていくことから、見守り活動に加えて、日中の防犯対策の在り方を検討し、防犯ボランティアなどその対応を支援します。
- 警察や関係機関と連携し、防犯知識及び交通規則、交通マナーの啓発・普及に組みむとともに、住民参加による自主的な防犯活動、交通事故防止活動等の促進を図ります。

(2) 災害時及び平常時の要配慮者への支援体制の構築

【取り組み内容】

- 災害時に必要な支援を行えるよう、地域住民や地区役員、関係機関、自主防災組織、民生委員児童委員、消防機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組み、平常時から地域ぐるみでの連携の強化を推進します。
- 避難行動要支援者名簿に登録されていない方の把握に努めます。
- 高齢者や障がい者などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実を図ります。また、高齢者や障がい者がバリアフリー、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所機能の充実を図ります。
- 災害時に適切な対応ができるよう、防災知識の普及、避難経路・避難場所等について住民に対する情報提供を行います。
- 地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して防災活動ができるような自主的な体制づくりを推進します。また、地域での防災教育や避難訓練等の支援を行います。
- 防災無線等の整備及び利用の促進を通して情報伝達システムの構築を図るなど、防災情報基盤の充実したまちづくりを進めます。

(3) 住みやすい生活環境（交通）の整備

【取り組み内容】

- 町関係各課と協議し、生活支援体制の整備を推進します。

第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取り組みだけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

(1) 地域住民

一人一人が地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への参加や福祉施策への意見を聴取する機会を持つことなどの役割が求められています。

(2) 民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携するとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

(3) 医療機関、福祉サービス事業者など

福祉サービス提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業やサービスの内容の情報提供及び公開、他サービスとの連携に取り組むとともに、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスやプログラムの開発、住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などの役割が求められています。

(4) 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。併せて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

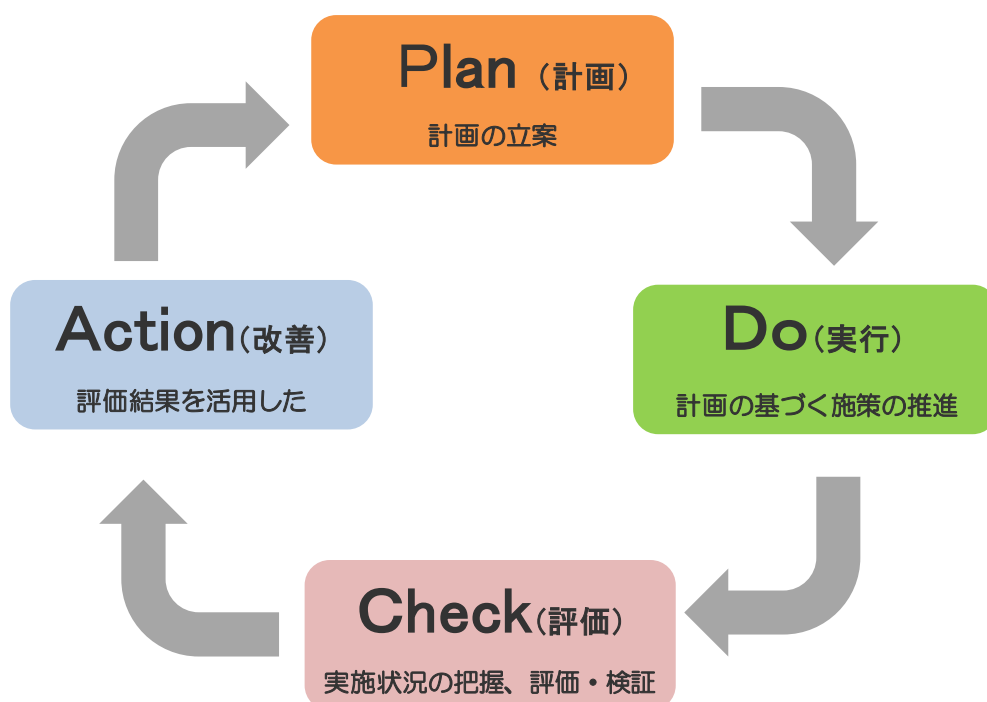
(5) 行政

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進及び健全な発達のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

2 計画の点検評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。



第 2 部

御船町自殺対策推進計画

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。改正法には、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

近年の自殺対策に関する情勢を踏まえ、「御船町自殺対策推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

【根拠法令（抜粋）】

自殺対策基本法（第13条2項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の数値目標

本町の自殺対策を通じて最終的に目指すのは、国の自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

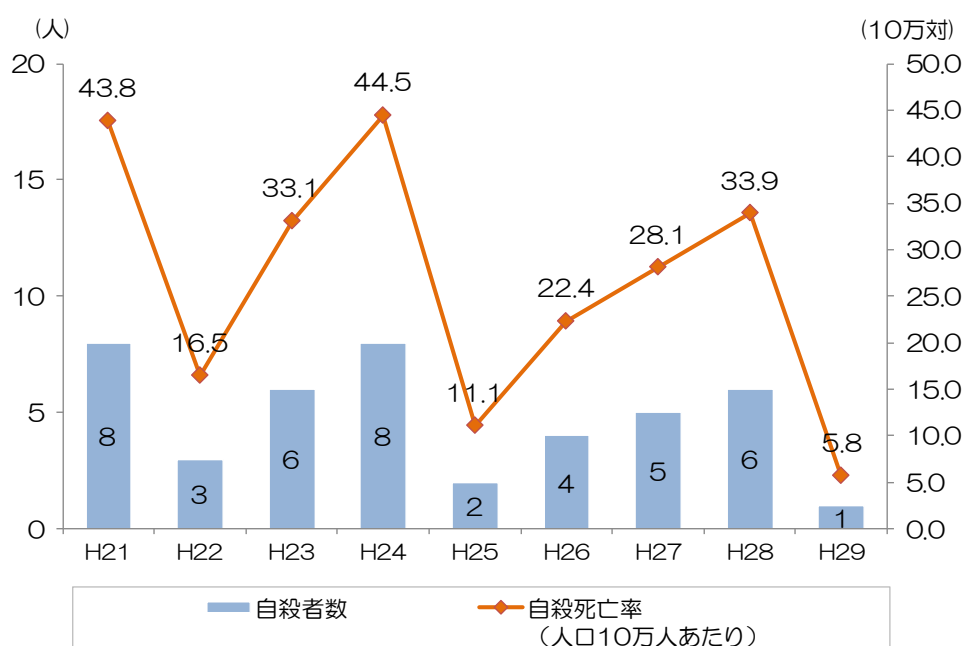
本町では直近5年間に平均約4人が自殺で亡くなっているという状況から、計画最終年度の平成35年（2023年）度までに年間自殺者数を0人とするを本計画の数値目標とします。

第2章 御船町の現状

1 自殺をめぐる現状

（1）自殺者数の推移

本町の平成21年～平成29年における自殺者数は、合計で43人、平均で4.8人となっています。

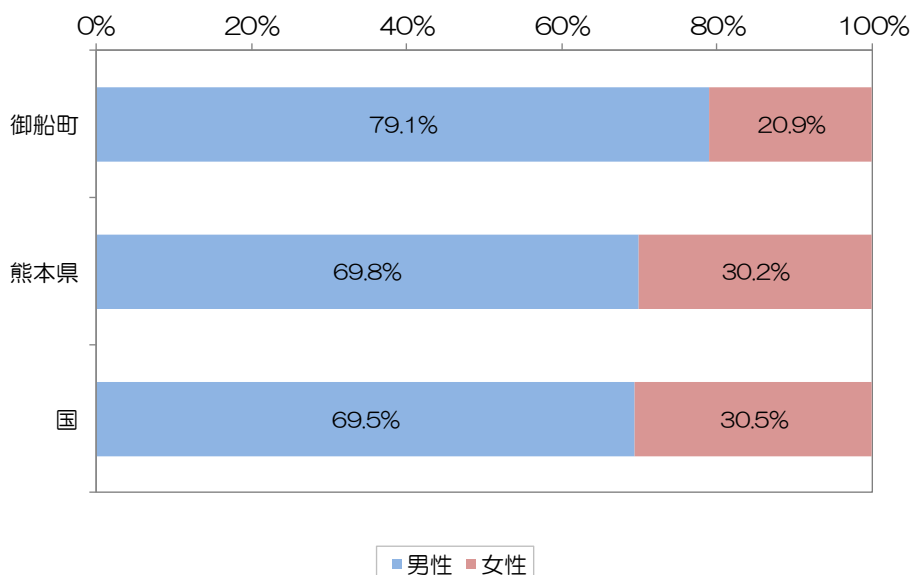


※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より作成。

(2) 自殺者の属性

① 男女別自殺者の割合

平成21年～平成29年における男女別自殺者の状況を見ると、男性が約8割を占めており、国や県よりも高くなっています。

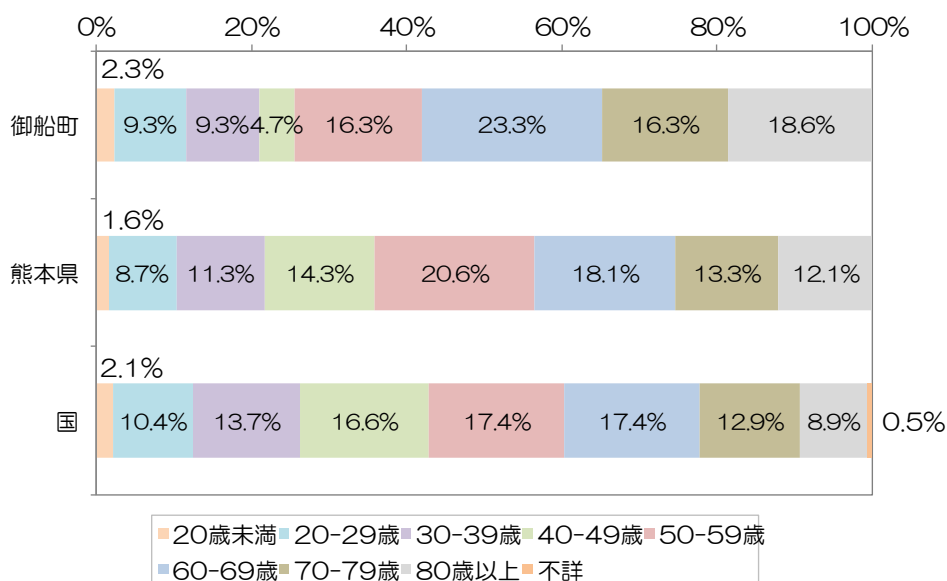


※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より作成。

② 年代別自殺者の割合

平成21年～平成29年における年代別自殺者の状況を見ると、60代（23.3%）が最も多く、次いで、80歳以上（18.6%）、50代・70代（ともに16.3%）となっています。

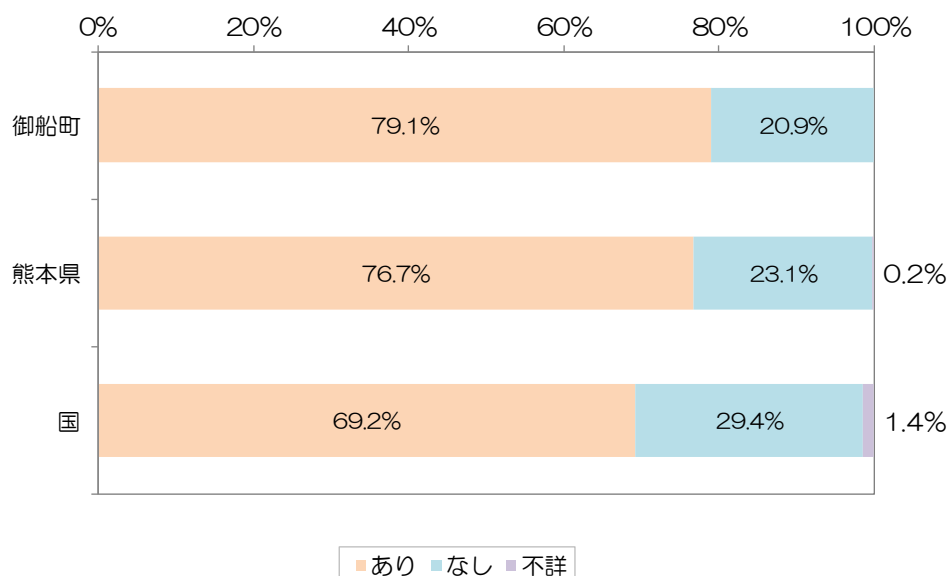
国や県と比較して60代～80代の構成比が高くなっています。



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

③ 同居人の有無別自殺者の割合

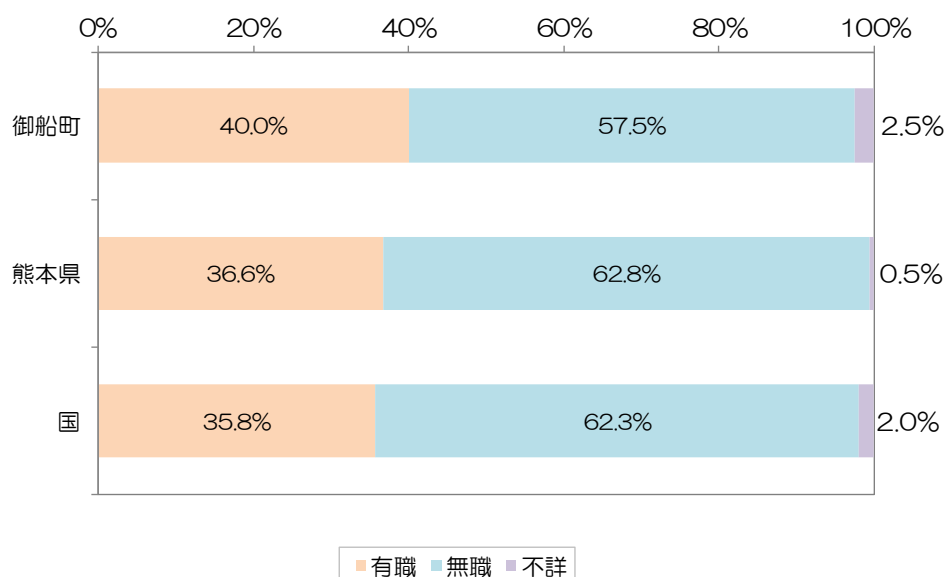
平成21年～平成29年における同居人の有無別自殺者の状況を見ると、「同居人あり」が約8割を占めており、国や県よりも高くなっています。



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

④ 就労の有無別自殺者の割合

平成21年～平成29年における就労の有無別自殺者の状況を見ると、「無職」が約6割を占めていますが、国や県よりも低くなっています。

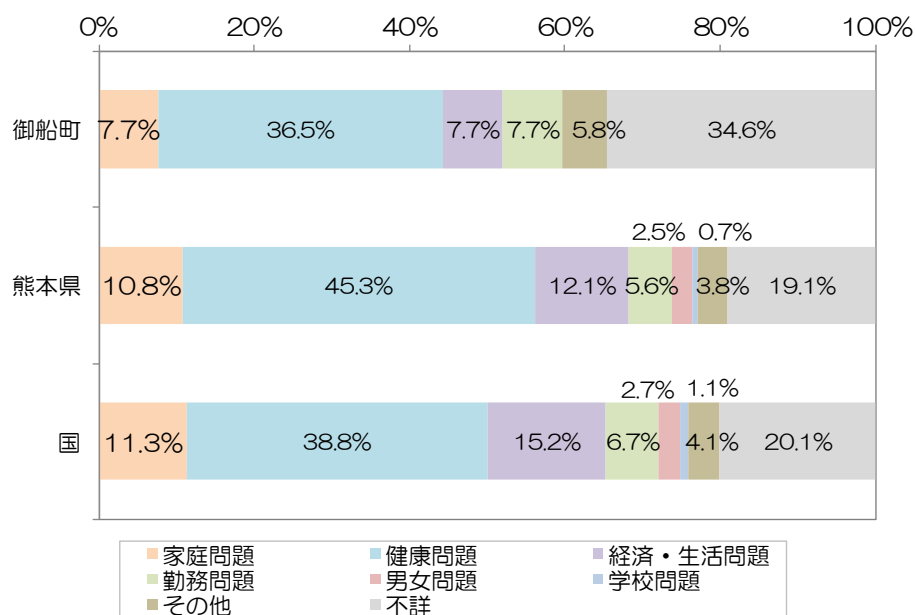


※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より作成。

⑤ 原因・動機別自殺者の割合

平成21年～平成29年における原因・動機別自殺者の状況を見ると、「健康問題」が約4割と最も高くなっていますが、国や県よりも低くなっています。

ただし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、総合的な自殺対策が必要となります。



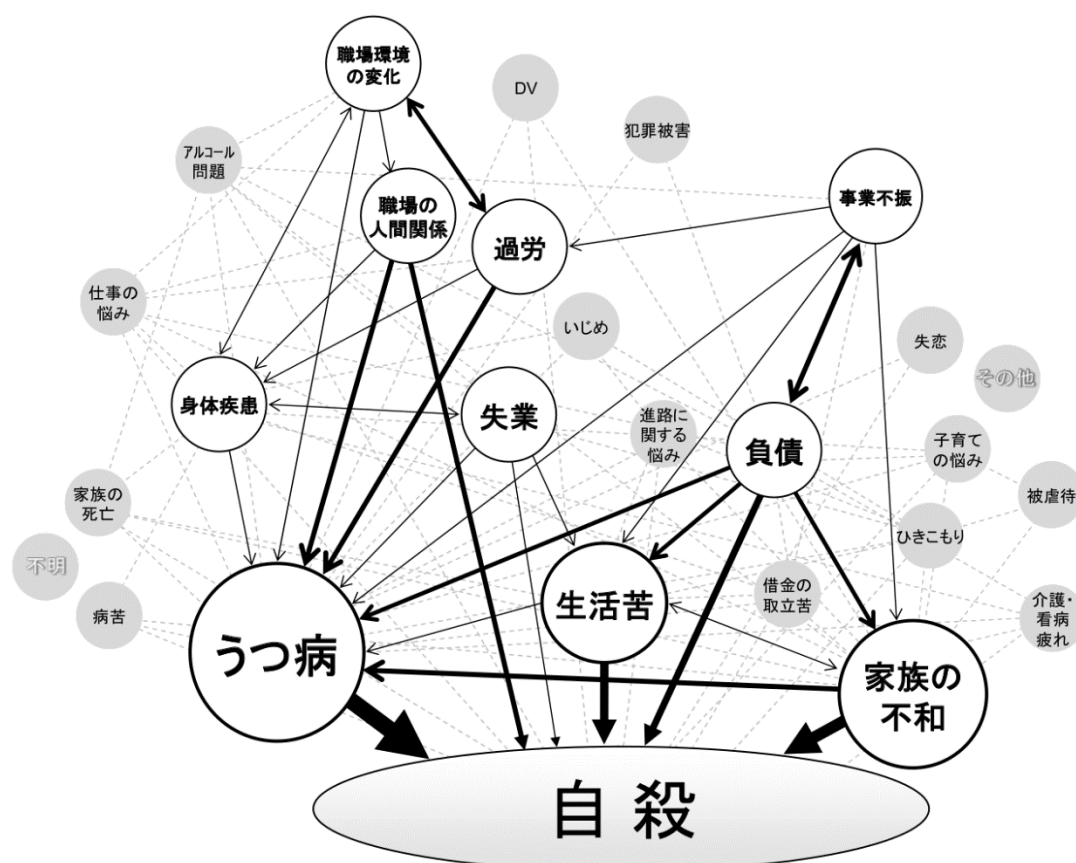
※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より作成。

※原因・動機を自殺者1人につき3つまで計上した数値であるため、数値の合計は自殺者数の総数と一致しない。また、御船町の平成25年、平成29年のデータは、非公表のため不詳としてカウントしている。

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが実施した「自殺実態1000人調査」から見てきた「自殺の危機経路」です。この図中の○印の大きさは自殺要因の発生頻度を表しており、大きいほど要因の頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは各要因間の因果関係の強さを表しています。

この図からは、直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには複数の要因が存在し、連鎖していることが分かります。

この調査では、自殺に至るまでに「平均4つの要因」を抱えていることが明らかとなっています。



※出典：NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」

(3) 御船町の自殺の主な特徴

平成25年から平成29年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、御船町において自殺で亡くなる人の割合が高い属性の上位5区分が示されました。

最も割合が高かったのは、「男性・60歳以上・無職・同居人有」の方で、自殺に至る主な背景として、退職や失業からの生活苦に、介護の悩みや疲れ、さらに身体的な病気等の健康問題の重なりがあるとされています。

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位: 男性60歳以上無職同居	7	38.90%	91.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 女性60歳以上無職同居	3	16.70%	24.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位: 男性20～39歳有職同居	2	11.10%	33	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位: 男性40～59歳有職同居	2	11.10%	24.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位: 男性20～39歳有職独居	1	5.60%	168.8	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

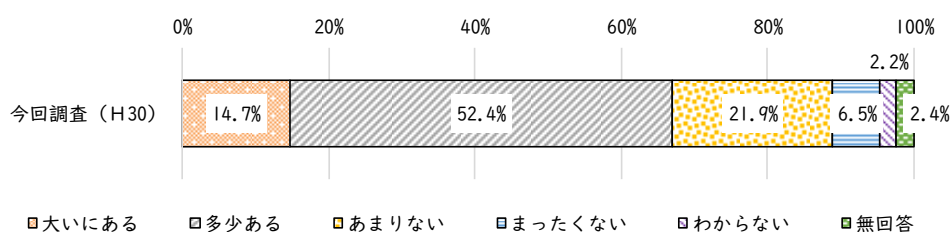
※自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

2 アンケート調査の結果

(1) この1か月間での不満、悩み、苦労、ストレスなどの有無について

この1か月間での日常生活において、不満、悩み、苦労、ストレスなどの有無について、5割以上が「多少ある」としており、高くなっています。

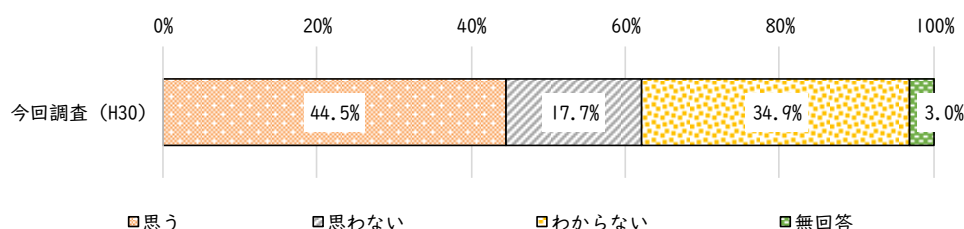
【この1か月間での不満、悩み、苦労、ストレスなどの有無】



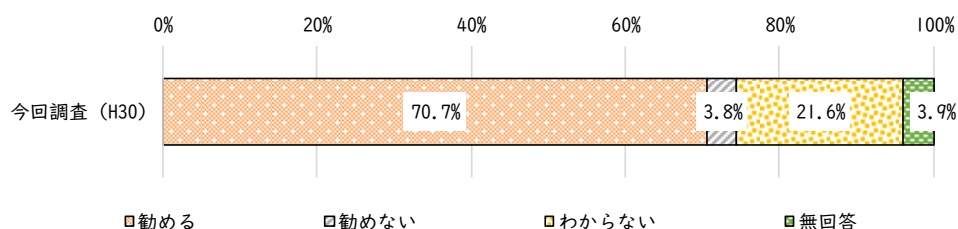
(2) 精神科などの専門の医療機関への相談について

身近な人に精神科などの専門の医療機関へ相談することを勧めるかについて、「勧める」との回答が約7割となっているのに対し、自分から精神科などの専門の医療機関へ相談しに行こうと思うかについて、「思う」との回答は約4割となっており、自分で相談することには抵抗感があると思われます。

【自分から精神科などの専門の医療機関に相談へ行こうと思うか】

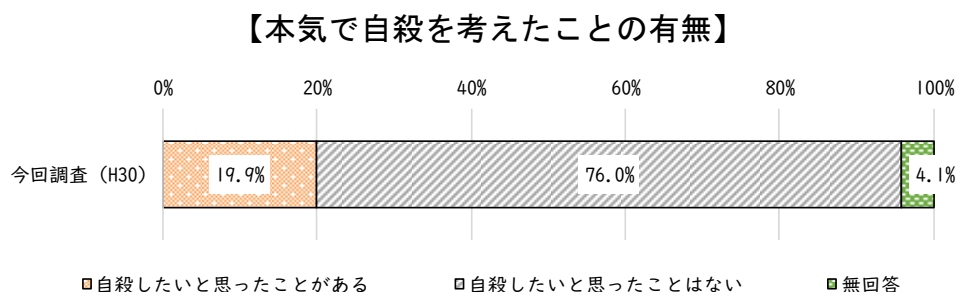


【身近な人に精神科などの専門の医療機関に相談することを勧めるか】



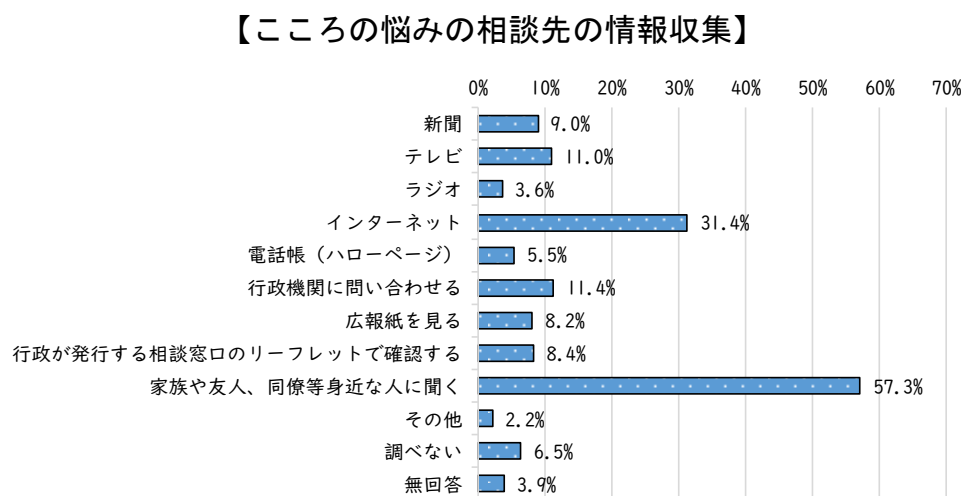
（３）本気で自殺を考えたことの有無について

これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがあるかについて、約２割が「自殺したいと思ったことがある」としています。



（４）こころの悩みの相談先の情報収集について

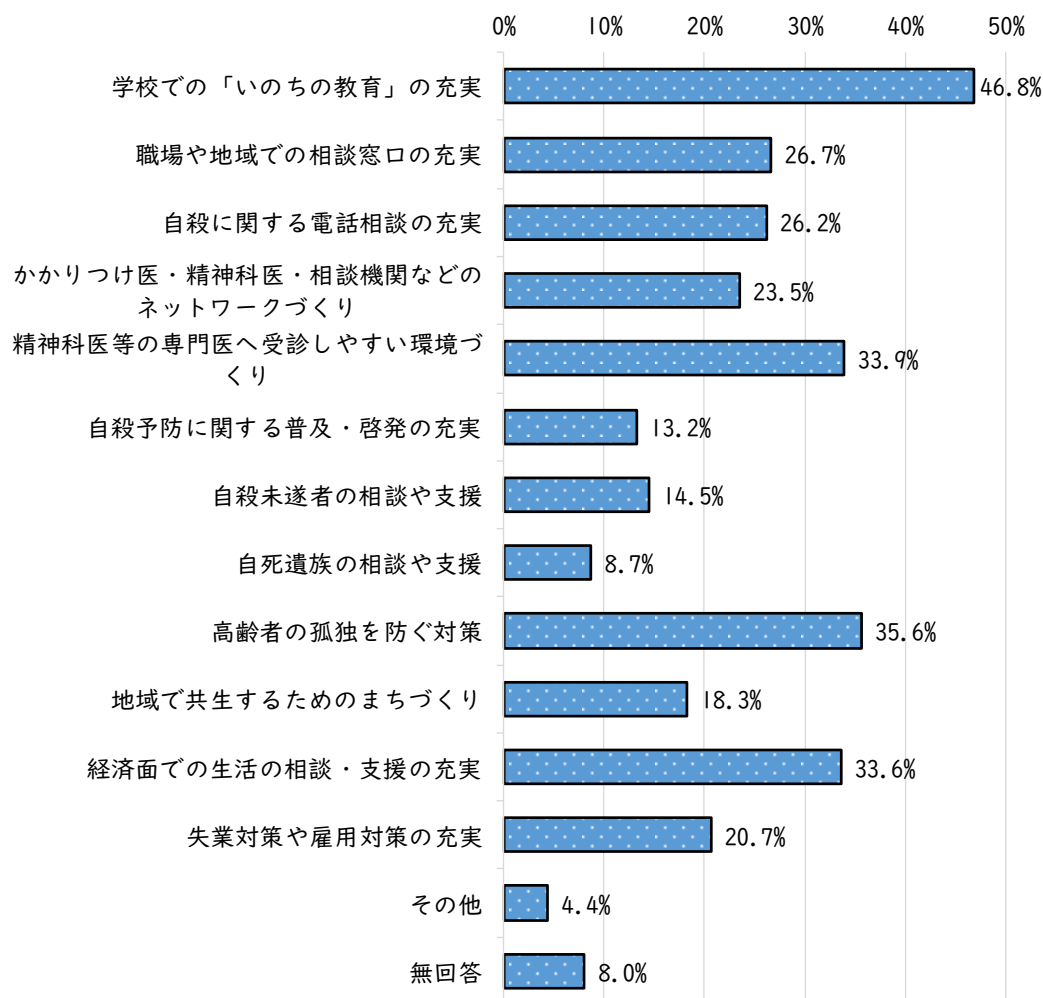
こころの悩みの相談をしたいと思った場合、相談先の情報収集について、「家族や友人、同僚等身近な人に聞く」との回答が約６割、「インターネット」との回答も約３割と上位になっています。



（５）自殺対策等について

今後、必要と思われる自殺対策について、「学校での「いのちの教育」の充実」、「高齢者の孤独を防ぐ対策」、「精神科医等の専門医へ受診しやすい環境づくり」、「経済面での生活の相談・支援の充実」が上位に挙げられています。今後のこれらの取り組みが求められています。

【必要な自殺対策】



3 ワークショップの結果

(1) 目的

御船町地域福祉計画・御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画・御船町自殺対策推進計画を策定する際の基礎資料とするため、地域住民や地域福祉の担い手の方々・健康づくり推進協議会の方々に、御船町における地域福祉を取り巻く現状や課題、課題の解決に関するアイデアや自殺対策に関するアイデアを整理していただくことを目的としてワークショップを開催しました。

(2) 開催日時とテーマ

	開催日時	テーマ	参加者
第1回	平成30年10月10日 10:00～	◆地域の生活課題	◆民生委員・児童委員
第2回	平成30年11月19日 14:00～	◆活動する中で感じる課題	◆社会福祉協議会職員 ◆生活支援相談員
第3回	平成30年11月27日 14:00～	◆子どものこころのケア ◆仕事において(働き盛りの世代)のこころのケア ◆被災者のこころのケア	◆健康づくり推進協議会の方々

(3) 実施内容

第3回の実施内容

実施事項	内容
オリエンテーション	◆御船町の現状についての説明 ◆ワークショップの目的や進め方の説明
グループワーク	◆テーマごとに「個人で取組めること」、「組織で取組めること」、「行政で取組んでもらいたいこと」を話し合う
意見交換内容の発表	◆グループで検討した結果などを発表し、参加者全員と情報を共有

(4) 議論まとめ

第3回のまとめ

① 子どものこころのケア

個人	組織	行政
◆学校へボランティアとして訪問する（ミシン指導等、そろばん等）。 ◆「いじめSOS」など外部機関の案内（掲示や通信で）。 ◆子どもの好きな食べ物を元気がないとき、作ってあげる。 ◆親子で調理、家の掃除など一緒にできることを家庭内で増やす。 ◆毎日の挨拶（一人一人の表情に気を付ける）。 ◆声かけをする（なんでもない会話の中から見える悩み）。 ◆アプリ（ゲーム）など共通の話題で話す、遊ぶ。 ◆子どもの話をしっかり聞く。 ◆何でも話せる親子関係。 ◆毎日の健康観察等で子どもの異変に気付く。 ◆過大な期待をしない。 ◆あなたは、あなたのままでいいんだよ、と認めてあげる。 ◆登校班の中での関係づくり。 ◆昔話を楽しい形で語る。 ◆目線を同じくに話す。 ◆笑顔で接する。 ◆ありがたい感謝の言葉をかける。	◆悩みなど抱えている子どもの医療機関との連携（情報交換、対応のアドバイス）。 ◆スクールカウンセラーの活用。 ◆健康づくり地区推進員として食べ物について健康を語る。 ◆老人会、保護者、子どもとふれあう時間を作る。 ◆地域の中での芋掘り行事など。 ◆夏の合宿みたいな計画。 ◆子どもの心のケアの前に大人もこころのケアが不可欠。 ◆スマートフォンの使用について講話。 ◆学校を訪問して昔遊びとか教えて一緒に楽しいことをする。 ◆学校行事のお誘いには参加する。地域の子どもを知る。名前や保護者など。 ◆ストレス対処の授業を行う。 ◆早寝早起き朝ごはん（基本的生活習慣）でおちついた生活へ。 ◆教育相談の実施（担任の先生と子ども一人一人が話をする時間を確保する）。 ◆LINEなどを利用して相談の場をつくる。	◆学習支援。 ◆気が付いた時、周りの人達と連絡を取り、小さく事を済ませる。 ◆共食の推進。 ◆気軽に相談できる場所、居場所をつくる。 ◆場所の提供。 ◆子ども同士、親同士がふれあえる場の確保。 ◆地域ごとのレクリエーションの開催。 ◆町、地域の行事への参加。 ◆地域（高齢者施設など）で交流の場作り。

個人	組織	行政
◆親ばかりでなく、兄弟、祖父母などを含めて、子どものちょっとした悩みをきいてあげる。 ◆褒めて育てる。自己肯定感を高める。 ◆個性を引き出してやる（得意点等）。	◆環境の変化に気を付ける（家庭内の状況など）。 ◆子どもとの約束を守る。 ◆お母さんの子育ての悩みを傾聴する。 ◆両親だけでなく祖父母との関わりを持ちたい。 ◆いじめの有無の調査を行う → “有” の場合は対応。 ◆たまにはユーモアを混ぜて話してもらう。 ◆親と子の料理教室を開いてあげる。 ◆職員間で話しをしやすい関係づくり。 ◆日頃から相談しやすい環境にする（話せる大人を増やす）。	

② 仕事において（働き盛りの世代）のこころのケア

個人	組織	行政
◆家に呼んでバーベキュー等を家族で楽しむ。 ◆仕事以外で、自分でリフレッシュできる時間を作る。 ◆上下関係なく、食事や飲酒の場に誘って楽しく過ごす。 ◆上司の目線で怒らない。 ◆相談しているか、相談してもらえる自分になっているか、を心がける。 ◆相手の話を聴く。 ◆仕事以外の話もするようにする。 ◆職場のストレスを聞いてあげる。 ◆お互いに朝の挨拶は元気にしてほしい。 ◆よく食べて寝る。 ◆趣味を楽しむ。 ◆積極的に仕事に対して前向きに考えていく。 ◆一日一日の仕事に対し、良かった点、悪かった点をメモしていく。 ◆相談できる友達をつくる。 ◆家庭でゆっくりできるような環境を作る。 ◆夫婦、家族が仲良くする。 ◆ゆっくりくつろげる家庭をつくる。 ◆朝、笑顔で送り出す。 ◆休憩時間をきちんととる。 ◆疲れていそうな人にお菓子を配る。	◆みんなで楽しむレクリエーションの場を提供する。 ◆自分の健康状態を知るきっかけを作ってやる。 ◆相談しやすい環境作り。 ◆休みを取りやすい環境作り。 ◆年休を入れる（本人の希望ではなく）。 ◆相談する機会を作る。 ◆笑顔の職場をつくる。心がける。 ◆朝礼等で個人の心身状態を観察する。 ◆適材適所。 ◆個人面談をする。 ◆仕事の量が過重になっていないか配慮する（負担感軽減）。 ◆一人よりも複数で対応する。 ◆雇用形態と仕事内容を整理する。 ◆非正規雇用をなくす。 ◆職員数を増やす。 ◆時間外労働ができるだけない職場づくり。	◆悩み相談会の開催をする。 ◆気軽に相談できる場所の提供だけではなく、相談者の要望対応。 ◆課を跨いだ横の繋がりを強化してほしい。 ◆予算の確保。 ◆担当者を決める。 ◆支援出来る所は話し合い取組んでいく。 ◆組織、現地を知ってもらいたい。 ◆事業所向けの講習会を開いてもらう。

③ 被災者のこころのケア

個人	組織	行政
◆たまにはスポーツ番組を勧める。 ◆隣同士で仲良くする。 ◆近所の方へおすそわけ。 ◆仮設住宅を訪問する。安否確認。 ◆メモ（手紙）を残す。 ◆電話をかける。 ◆区長として、地域の現状を金銭的に把握し、区民の復興に務める。 ◆今困っている点を聞いてみる。 ◆家族の話をする。 ◆持っている技術を精一杯提供する。 ◆声かけをする。不安なことはないかなど。 ◆笑顔で挨拶。 ◆個人や家族のやる気を引き出す。 ◆サークル活動に誘ってみる。 ◆区の行事や楽しいことにお誘いする。 ◆サロン等へ誘う。	◆定期的に訪問して安否の確認をする。 ◆根気よく訪問を繰り返し行う。 ◆民生委員への繋ぎ。 ◆専門機関に繋ぐ。 ◆夢チャレ事業等で地域食堂開催。コミュニティの場を提供。 ◆サロンへのお誘い。 ◆地区の行事、祭り等に誘う。 ◆地域、仮設内での交流の場作り。 ◆傾聴の場づくり。 ◆物づくりで心のケア。 ◆近所で集まって茶話会等開く。 ◆区や老人会の行事にお誘いして参加してもらう。	◆買い物弱者への支援。移動スーパー等。 ◆ドローンでの配達。 ◆移動システムの実施。 ◆乗り合いタクシー。 ◆コミュニティバス。 ◆仮設など、今残っている人の心のケアをどうするかを考えてほしい。 ◆専門機関等の情報提供。 ◆すぐ相談できる人を知りたい。 ◆保健師の訪問を依頼。 ◆再建後のフォローも考えてほしい。 ◆早く安心して暮らせる家を作してほしい。一番願っていること。

第3章 自殺対策の取組み

全国的に実施することが望ましいとされている「5つの基本施策」、本町の自殺の実態分析から優先的な課題とする「4つの重点施策」を定めます。

【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】

高齢者、生活困窮者、子ども・若者、勤務・経営

1 基本施策

（１）地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進していくことが重要です。

そのため、自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組みが、ネットワークの強化です。

今後は、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携の強化等にも取り組んでいきます。

（２）自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを支える人材がいて初めて機能するものであり、自殺対策を支える人材の育成は、自殺対策を推進する上での基礎となる重要な取組みです。

今後は、保健、医療、福祉、教育、労働等の各分野に携わる専門家や関係者だけでなく、町民に対する研修等を実施し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材の幅広い育成に努めます。

（３）住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。しかし、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい、自殺に対する誤った認識や偏見が存在するという現実もあり、これらをなくすことが必要です。

社会全体の共通認識として、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということへの理解を促進することと併せて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという住民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、住民への啓発と周知を図ることが求められています。

また、地域のネットワークを強化して相談・支援体制を確保するとともに、適切な支援につながるように様々な機会を通じて、広く町民全体に向けた啓発、相談機関等に関する情報提供を強化します。

（４）生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進していくことが重要です。

今後は、「生きることの促進要因」の増加につなげるため、居場所づくり、自殺未遂者等に対する支援、遺された人（自死遺族）に対する支援の推進に努めます。

（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の自殺の背景・原因となり得る様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機です。自殺の発生を防ぐためには、それらの問題への対処方法や支援先に関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。また、こころの健康を保つためには、自分を大切にすることが大切です。それは、こころもからだも大切にすることであり、自尊感情や自己肯定感を高めることにつながります。

今後は、様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）や命の大切さや自分自身を大切にすることを実感できる教育、心の健康の保持に係る教育等の自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

2 重点施策

(1) 高齢者

高齢者は、身体疾患の発症や悪化等に伴って介護や生活困窮等の問題を抱えたり、家族との死別や離別をきっかけに孤立・孤独に陥ったりする等、高齢者特有の課題により、自殺のリスクが高まる可能性が考えられています。また、これらの問題は高齢者本人のみならず、家族や地域も巻き込んだ問題として生じる場合もあります。

高齢者の自殺を防ぐためには、高齢者本人を対象とした取組みだけでなく、高齢者を支える家族や介護者、地域住民等の支援者に対する支援を含めた取組みが必要です。

そこで、本町は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

(2) 生活困窮者

生活困窮者は、経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等の様々な問題を抱えていると考えられ、自殺リスクを抱えている人が少なくないとされています。

今後は、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策を連携させる等、経済面や生活面における支援に心の健康の視点等を加えた支援の包括的な推進を図ります。

(3) 子ども・若者

厚生労働省「人口動態統計」によれば、子ども・若者世代の死因に占める自殺の割合は高い状況になっています。基本施策で掲げた「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を実施し、子ども・若者世代が、様々な困難・ストレスを一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、生きづらさを感じている若者への自立を促す支援体制の強化を図ります。

(4) 勤務・経営

仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、長時間労働等による仕事疲れ、経営状態の悪化等の勤務上・経営上の問題が少なからず影響を及ぼしている可能性が考えられます。

今後は、勤務上・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながれるよう、相談体制の強化や相談機関の周知を図るとともに、自殺リスクを生み出さないような労働環境整備の推進等に努めます。

第4章 生きる支援関連施策

1 普及啓発の推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、自分の周り
にいる悩みを抱えた人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談先につな
ぎ、見守ることが大切です。その理解の促進を図るため、広報活動等を通して啓発し
ます。

No.	事業	内容	担当課・係
1	啓発広報を実施	3月の自殺対策強化月間に、町広報紙やホームページ、各種組織団体等を通して、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行います。	全課
2	公園等における啓発	掲示板等に自殺対策の啓発に係るチラシを貼付します。	商工観光課・商工観光係 建設課・都市計画係
3	図書館での啓発	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に「いのち」や「こころの健康」をテーマにした関連図書を設置します。	社会教育課・社会教育係
4	消防団新入団員規律訓練での啓発	団員研修時に自殺対策に係る講話時間を設け、知識の普及啓発を図ります。	総務課・地域防災係

2 自殺対策に係る人材確保及び育成

一人ひとりが、自殺や精神疾患について理解し、身近にいる自殺を考えている人のサインに早く気づき、必要に応じて相談機関や精神科医療機関等の専門家につなぐことができる人材を育成します。

また、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

No.	事業	内容	担当課・係
5	窓口対応の向上	職員一人ひとりが自殺対策に関して共通の認識を持ち、窓口等での対応能力の向上に努めます。	全課
6	ゲートキーパーを養成	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）等の対応ができるゲートキーパーの養成を行います。	健康づくり支援課・健康推進係
7	民生委員・児童委員による見守り活動	同じ住民という立場から、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で地域の最初の窓口になります。	福祉課・社会福祉係
8	出前講座	出前講座の一つである「こころの健康」の積極的な活用を呼びかけ、地域への情報提供の機会を増やします。	総務課・総務係

3 こころの健康を支援する環境づくりとこころの健康づくり

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応などができるよう、地域・家庭・学校での環境づくりとこころの健康づくりを推進します。

No.	事業	内容	担当課・係
9	御船町教育振興基本計画(平成31年3月策定予定)	子どものいのちを守る視点をもって計画の中に自殺対策を位置づけ、各機関と連携しながら自殺対策に係る事業を推進します。	学校教育課・学校教育係
10	幼・保・小・中連携会議	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図り、「生活リズムを整えることの大切さ」を共有するとともに、子どもたちにとって相談しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課・学校教育係
11	地域福祉推進事業	地域福祉計画と自殺対策計画を連動させ、自殺対策の視点をもって地域福祉ネットワークを推進します。	福祉課・社会福祉係
12	老人クラブの活動支援	老人クラブの活動を支援することで、地域のつながりを強化し自殺のリスク軽減に寄与します。	福祉課・社会福祉係
13	健康増進事業	健康増進計画の中に自殺対策を位置づけ、各機関と連携しながら自殺対策に係る事業を推進します。	健康づくり支援課・健康推進係
14	地域づくり推進支援事業	旧小学校区単位の地域づくりに対して、地域の自主性を活かした活動を推進し、誰もが住みたい幸せな地域をつくりまします。	企画財政課・コミュニティ推進係
15	青少年健全育成町民会議	協議会において、関係機関との連携を強化するとともに、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有する機会とします。	社会教育課・社会教育係
16	生涯学習推進事業	生涯学習の場を設けることで、多様な価値観と生き方を認めあい、一人が幸せであるだけでなく、すべての人がそれぞれに幸せであってほしいと願うことから、一人ひとりの生きがいを大切に、自殺リスクの軽減につながります。	社会教育課・社会教育係

No.	事業	内容	担当課・係
17	スポーツ教室事業	スポーツの楽しさを分かち合い、互いに支えあいながら、健康で活力のある生活の実現を目指します。	社会教育課・社会体育係
18	公園管理	町民の憩いの場を提供することで、コミュニティの形成を図り、生きがいづくりに寄与し、自殺リスクを低減します。	商工観光課・商工観光係
19	地域包括ケアシステムの構築	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築し、様々な活動を実施することで、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支えあいや助け合いの醸成につなげることで、自殺のリスク軽減に寄与します。	福祉課・地域包括支援センター
20	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が健康を維持し、要介護状態等になることを予防する仕組みを地域につくります。また、認知症予防や介護予防に効果的なプログラムの提供を推進します。また、関係機関や介護予防生活支援サポーター等にゲートキーパー研修会受講を推奨します。	福祉課・地域包括支援センター
21	認知症高齢者対策事業	認知症高齢者を支える介護サービス基盤の整備と、認知症高齢者のケアの向上または家族を支える地域づくりの推進を通して、支援者（家族）支援の強化を図ります	福祉課・地域包括支援センター

4 適切な精神保健医療福祉サービス

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につながるように支援するとともに、その人が抱える様々な問題・課題に包括的に対応ができるよう精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるように支援します。

No.	事業	内容	担当課・係
2 2	就学支援巡回相談	就学支援巡回相談をとおり、子どもの課題の背景にある保護者の困り感に寄り添い、保護者自身の負担軽減につながるよう支援します。	学校教育課・学校教育係
2 3	精神保健福祉事業	精神保健福祉に係る各種事業と通し、相談者の困り感に寄り添い、傾聴するとともに、適切なサービスを利用できるようサポートします。	福祉課・社会福祉係
2 4	障がい福祉相談事業	対象者の状況に応じた適切なサービスを提供するとともに、相談者の自殺のリスクを早期に察知し、必要に応じて関係機関につながります。	福祉課・社会福祉係
2 5	産後うつ病の早期発見・支援	女性のライフサイクルの中でもメンタルヘルスの問題が起こりやすい周産期・育児期の母親のこころの問題の把握と継続的な支援を行います。	健康づくり支援課・健康推進係
2 6	母子保健事業	母子保健手帳交付、乳幼児健康診査、産婦・乳幼児訪問、もぐもぐ教室、10か月教室、妊婦・育児相談等の健診・相談事業を通し、メンタルヘルスリスクを抱えた保護者に早期に気づき、必要な機関につながります。	健康づくり支援課・健康推進係
2 7	利用者支援事業	乳幼児を持つ引きこもりがちな家庭へ、子育て経験者が定期的に家庭訪問をし、話し相手になったり、相談を聞いたりすることにより、親の心の安定や自信を取り戻し、地域へ踏み出す第一歩のきっかけとなるように支援します。	こども未来課・子育て支援係

No.	事業	内容	担当課・係
28	地域子育て支援拠点事業	保護者が集い交流できる場を提供することで、リスク軽減を図るとともに困っている保護者に気づき、困り感や悩みを傾聴するとともに、必要な場合は、必要な機関につなぎます。	こども未来課・子育て支援係
29	総合相談支援事業	本人・家族・近隣住民・地域ネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的、継続的な関与又は緊急の対応の要否を判断します。制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行い、相談内容に即したサービスを提供するとともに様々な相談内容から自殺のリスクがある方を関係機関へ早期につなぎます。	福祉課・地域包括支援センター

5 自殺リスクの低減

関係機関・団体等がそれぞれの分野において各種相談窓口を設置しわかりやすい発信をするとともに、その状況に応じた対応を行い、自殺リスクを減らす取り組みを推進します。

また、うつ病以外のハイリスク者対策の推進を行います。

No.	事業	内容	担当課・係
30	消費者生活相談	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあるため、相談をきっかけに抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。	商工観光課・商工観光係
31	こころの健康相談	随時、こころの健康に関する相談に対応し、町民のこころの健康の維持・増進に努めます。	健康づくり支援課・健康推進係
32	生活習慣病の重症化・合併症予防事業	自殺の背景としてアルコールの課題を抱えた人はリスクが高いため、特定健診の問診票から、リスク保有者を早期に指導し自殺リスクの軽減に寄与します。	健康づくり支援課・健康推進係
33	町営住宅事業	入居者の中に様々な困難を抱えた住民がいた場合には、他機関へつなぐ等の対応をとれるよう自殺対策の視点をもってかかわります。	建設課・住宅係
34	DV・虐待相談体制事業	児童相談員を設置し、電話・窓口など相談体制の強化・充実を図るとともに、住民の困り感や悩みを傾聴し、必要な場合は、必要な機関につなぎます。	こども未来課・子育て支援係
35	滞納者の徴収業務	自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性があります。対応する職員には、滞納者がリスク保有者である可能性を踏まえて関わります。	税務課・徴収係

6 子ども・若者の自殺対策

子ども・若者の心の健康の保持・増進を図るとともに、相談しやすい体制の構築を図ります。

No.	事業	内容	担当課・係
36	適応指導教室の開設	人命や人格を尊重した人間味のある暖かい相談・指導を行いながら、不登校の児童・生徒の社会的自立に向けて支援していきます。	学校教育課・学校教育係
37	地域未来塾の実施	学習支援の場が提供されることで、子どもたちにとって相談しやすい環境づくりを行います。	学校教育課・社会教育係
38	児童・生徒への普及啓発	子ども・若者が、悩みや不安を相談できるよう相談窓口のリーフレットを作成し、普及啓発を図ります。	健康づくり支援課・健康推進係 学校教育課・学校教育係

7 勤務問題による自殺対策

職場における問題が原因となる自殺のリスクを減らす取り組みを推進します。

No.	事業	内容	担当課・係
39	職員の研修事業	毎年実施している職員人権研修において、さまざまなハラスメント防止に関する内容を取り入れ、明るい職場づくりに取り組みます。また平成31年2月策定の「ハラスメント防止にかかる指針」を効果的に運用します。	総務課・総務係
40	職員の健康管理業務	住民対応をする職員の心身面の健康の保持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」とします。	総務課・総務係

第5章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

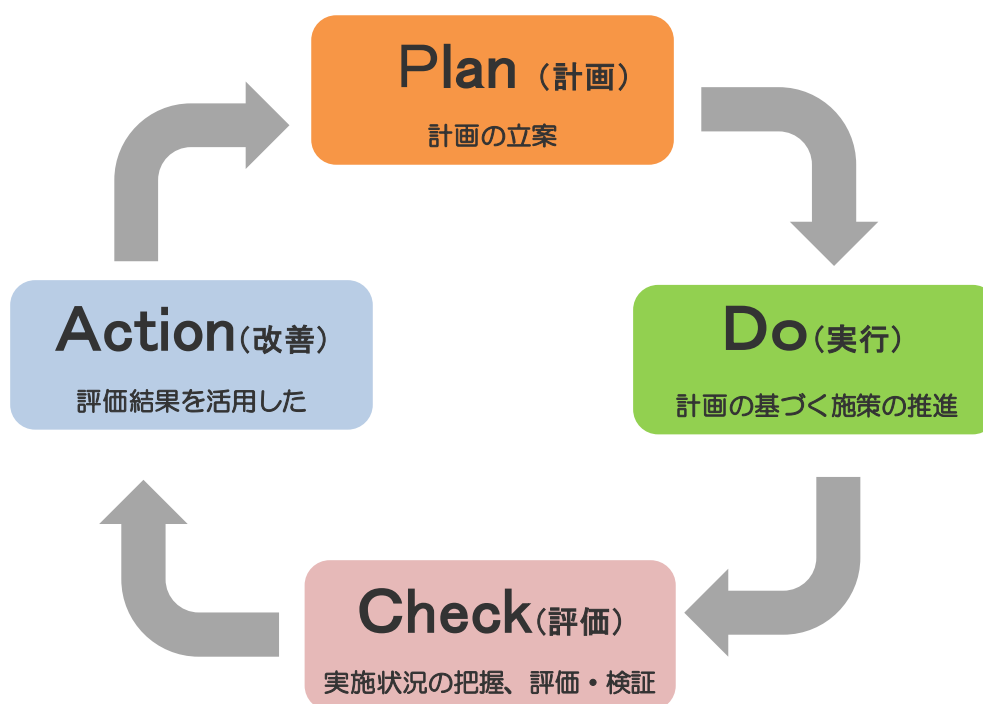
自殺対策は、家庭や学校、職域、地域等の社会全般に関係しており、総合的な対策を推進するためには、多分野の関係者の連携・協働により、多角的な施策を推進する必要があります。

このため、様々な関係機関及び民間団体と本町の関係各課で、構成される「御船町地域福祉計画策定委員会」において、御船町における自殺対策についての総合的な推進を図ります。

2 計画の点検・評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

庁内の各課から出された「生きる支援関連施策」の進行管理を行うとともに、計画全体の点検・評価を行います。



第 3 部

第 2 期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画

第1章 計画の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

日本社会において、急激な少子高齢社会の進行や家族に対する考え方・捉え方が多様化する中、人と人とのつながりが希薄化し、従来、地域社会が有していた福祉的な機能が弱体化しつつあります。

こうした状況は、本町においても例外ではなく、様々な生活困難や生活課題を抱え、何らかの社会的な支援を必要とする人が増加しています。また、諸制度の整備が進み福祉サービスも多様化しているにも関わらず、それらの制度の狭間にある人や情報を入手することが困難な人など、現行のサービスでは十分に対応できず、支援から取り残されている地域住民も少なくありません。

これらの問題や課題を解決するためには、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって、子どもから高齢者まで住民の誰もが、心身や経済状況にかかわらず、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みを構築する必要があります。

このような状況を踏まえ、計画期間の満了を迎える「第1期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画」の見直しを行い、住民及び事業者・行政などとの連携・共創をより強固にし、地域福祉の更なる推進を図ります。

2 計画の位置づけ

（1）地域福祉計画の根拠

本計画は、「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」に基づき、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画で地域福祉の推進に関する事項を定めたものです。

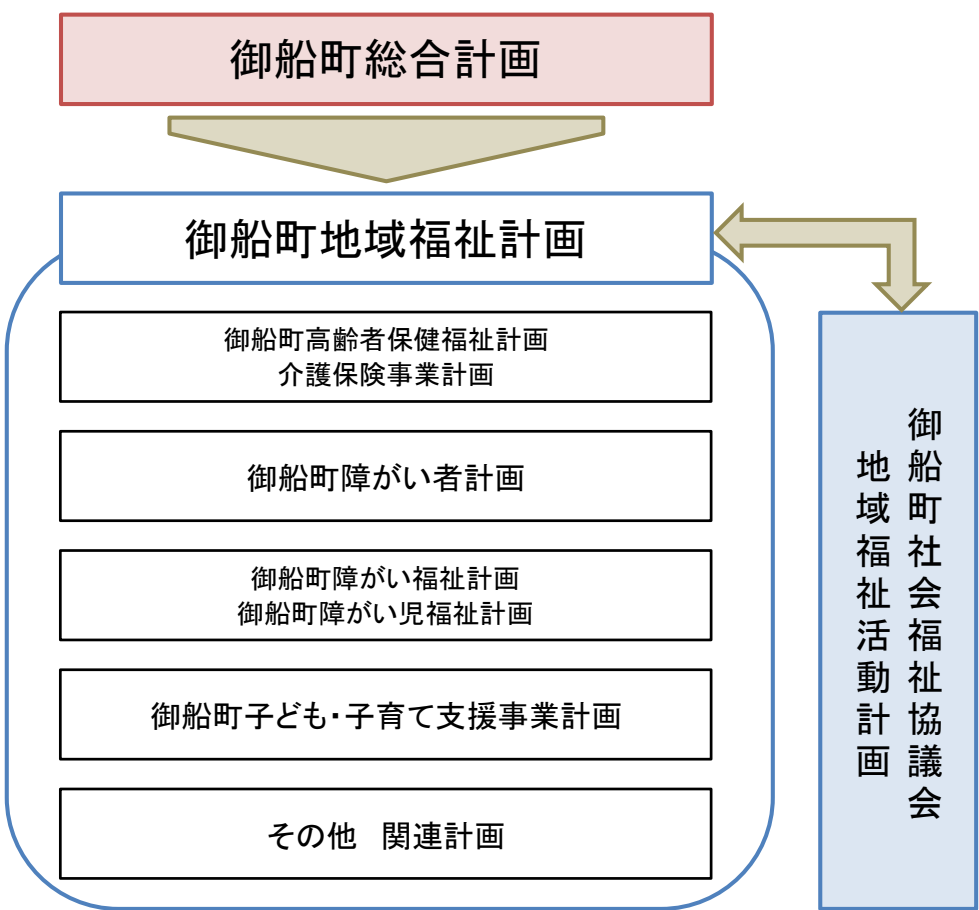
「地域福祉計画策定への協力ならびに地域福祉活動計画推進における社会福祉協議会の取り組み方針」

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

（２）他計画との関連

本計画は、住民参加のもとに地域住民、ボランティア、NPO などが自主的・自発的な活動を行いながら互いに連携し、地域での組織化を具体的に進めていく計画で、社会福祉協議会が策定する計画です。

また、「第３期御船町地域福祉計画」と整合・連携を図りながら推進していくものです。



3 計画の期間

「第２期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、平成３１年（２０１９年）度から平成３５年（２０２３年）度までの５年とします。

	平成 30年度 (2018年)	平成 31年度 (2019年)	平成 32年度 (2020年)	平成 33年度 (2021年)	平成 34年度 (2022年)	平成 35年度 (2023年)	平成 36年度 (2024年)
御船町社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第1期 計画	第2期計画					第3期 計画
	見直し					見直し	

4 計画の策定方法

(1) 御船町地域福祉計画策定委員会

御船町が設置した「御船町地域福祉計画策定委員会」のなかで、本計画についても審議を行いました。

	開催日	内容
第1回	平成30年10月5日	◆委員長・副委員長選任 ◆計画策定趣旨について ◆町民アンケート調査票について
第2回	平成30年12月25日	◆町民アンケート調査結果について ◆ワークショップ結果について
第3回	平成31年2月25日	◆計画案について（予定）

(2) 町民アンケート調査

町民の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成30年10月から平成30年11月まで町民に対してアンケート調査を実施しました。

(3) ワークショップの実施

御船町地域福祉計画・御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画・御船町自殺対策推進計画を策定する際の基礎資料とするため、地域住民や地域福祉の担い手の方々・健康づくり推進協議会の方々に、御船町における地域福祉を取り巻く現状や課題、課題の解決に関するアイデアや自殺対策に関するアイデアを整理していただくことを目的としてワークショップを開催しました。

第2章 地域課題の抽出

1 ワークショップの結果

(1) 目的

御船町地域福祉計画・御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画・御船町自殺対策推進計画を策定する際の基礎資料とするため、地域住民や地域福祉の担い手の方々・健康づくり推進協議会の方々に、御船町における地域福祉を取り巻く現状や課題、課題の解決に関するアイデアや自殺対策に関するアイデアを整理していただくことを目的としてワークショップを開催しました。

(2) 開催日時とテーマ

	開催日時	テーマ	参加者
第1回	平成30年10月10日 10:00～	◆地域の生活課題	◆民生委員・児童委員
第2回	平成30年11月19日 14:00～	◆活動する中で感じる課題	◆社会福祉協議会職員 ◆生活支援相談員
第3回	平成30年11月27日 14:00～	◆子どものこころのケア ◆仕事において(働き盛りの世代)のこころのケア ◆被災者のこころのケア	◆健康づくり推進協議会の方々

(3) 実施内容

第2回の実施内容

実施事項	内容
オリエンテーション	◆地域福祉ワークショップの目的や進め方の説明
グループワーク	◆「活動する中で感じる課題」について意見交換 ◆意見交換で出た課題について解決するために「個人で取組んでもらいたいこと」、「社協で取組みたいこと」、「行政で取組んでもらいたいこと」を話し合う
意見交換内容の発表	◆グループで検討した結果などを発表し、参加者全員と情報を共有

（４）議論まとめ

第２回のまとめ

① 震災関連

課題	解決策
◆震災でまだ心を痛めている人もいる。 ◆地震の前後で関わる人が変わった。 ◆震災によって見えてきた生活困難世帯、障がい者。 ◆仮設、玄関から呼んでも出てこない。 ◆震災からの復旧が遅く感じる。 ◆道路工事が予想できないことがある。	（行政） ◆財政不足を理由に必要なものも切っていくことをやめる。

② 災害・防災

課題	解決策
◆避難行動要支援者の名簿、リアルタイムでない。 ◆名簿に入れた方がよい人が入ってない時がある。 ◆障がい者の把握ができていない。 ◆災害時の障がい者支援ができてない。 ◆災害時における地域の避難場所が良くない。 ◆災害時避難訓練があまりない。	（個人） ◆災害時避難行動名簿をつかって、支援体制を話し合うことを自主防災組織活動のひとつとする。 ◆近所組内の避難行動支援者を知る。 （社協） ◆災害時ボランティアセンター設置訓練（住民との共働）。 （行政） ◆防災無線をつけてもらう。 ◆情報をもっと提供してわかりやすく説明してほしい。 ◆災害時の避難訓練等を積極的に行う。

③ 地域の交流・活動や支え合い

課題	解決策
◆平坦部の連携の少なさ。 ◆仮設回りをしていても働いている人もいので会わない。 ◆支援が必要だと声を上げられない。どこに上げていいかわからない。 ◆誰とも話さない日がある（家族がいる、いないに関わらず）。 ◆高齢の方が増えて独居であるため交流がない。 ◆交流の場がない（若い人、40～50代）。 ◆親族がいてもあまり関わり合いのない、一人暮らし等増えていく。 ◆家族関係の希薄化。 ◆担当の区長や民生委員が交替すると地域活動に支障がある。 ◆地域活動のマンネリ化の問題（サロン等のやり方）。 ◆人口が減少した地域では、地区活動がなくなっている。 ◆地域の中で、まず話をもっていくのが誰かが地域社会の中で良く理解されていないと思う。 ◆認知症の増加。地域でのサポートが追いつかない。 ◆地域の支え合い（生活支援）が難しい。 ◆困った時に自分で解決すべきことか、他者の応援を得て良いのか境目がよくわからない。 ◆住民ボランティアの減少。 ◆若い世代を福祉、地域にまきこめていない。 ◆若手のサポーター等の育成（年代別とか）。 ◆地域の行事等に協力性がない。 ◆地域の行事への若い方の参加が少ない。 ◆サロンの参加が決まった人しか来なくなった。男性が少ない。 ◆男性の地域行事の参加が少ない	（個人） ◆家族で決まり事を作っておく。 ◆困った時に相談できるよう、日頃からの付き合い。 ◆友達、家族に相談してほしい。 ◆家族間でコミュニケーションを図る（不安や心情を共有する）。 ◆デイサービス等利用する。 ◆ご近所のつながりを持つ努力をして、家族の事を頼む。 ◆ご近所への声かけ。 ◆若者が喜ぶイベントを若者が企画する。 ◆後見人を考えておく。 （社協） ◆地域でのミニお茶会。 ◆地域の人のお話を聞く（傾聴）。 ◆今までとは違う、新しい内容の教室を開いてもらいたい。 ◆サポート人材の育成。 ◆イベントを利用したい福祉活動の紹介 ◆地域の会合に顔を出す。 ◆支え合いが促進するようなスタンプ制を取り入れ、ボランティアを増やす。 ◆インフォーマルサービスアップの作成。 ◆年齢層の把握をしてもらい地域にも知らせて活動者を増やしていく。 ◆サロンのネタの提供。職員派遣による支援。男性好みの内容を共に考える。 （行政） ◆みんなで新しい支援体制をつくる。 ◆地域にある資源を活かす。 ◆参加したいと思えるようなシステム作りをする（男性が喜んでできるレクリエーションなど）。 ◆行政出前講座を活用し、サロンを充実。

④ 人材や担い手不足

課題	解決策
◆専門の人員不足。 ◆ボランティア（協力者）の不足。 ◆高齢になっても現役で仕事。いいことだが、地域行事参加や担い手になるのが難しい。 ◆地域の担い手の高齢化。若い人の担い手が必要。	（個人） ◆地域の方同士の声かけ。協力者（地元の方からが効果的）をお願いする。 （社協） ◆夏休み・春休み等長期休暇中の学生ボランティアの活動（1回限りのイベントではなく）。 ◆社協の中の仕事をみんなが把握する。 ◆担い手になって活動した際のメリットを考える。地域商品券など。 （行政） ◆専門知識のある人を増やす。 ◆社協のサポートをお願いしたい。 ◆社協や地域を知る為にボランティアをする機会を作る。 ◆御船町で、企業説明会開催。 ◆ボランティアをポイント制にする。商店街の買物券と交換など。

⑤ 情報発信

課題	解決策
◆色々な制度があり、わかりにくい。 ◆申請書等の文書が届いてもどうしていいかわからない。 ◆町からの情報が伝わっていない。 ◆情報発信のあり方。 ◆情報の周知方法で共有化。 ◆広報や社協の情報が回覧されるが、目を通さずに回覧されているような気がする。 ◆様々な重要な情報を後になってから知ることがあった（例：災害公営住宅）。 ◆広報紙などは見ない（高齢者）。	（個人） ◆近所同士での情報共有。サロンでの情報共有。 （社協） ◆広報紙、ホームページの充実。 ◆地域座談会で地域の思いを知る、社協の思いを発信する。 ◆介護予防教室。地域サロンで職員がお知らせ。 （行政） ◆地域の情報収集の新たな方法をつくる（共有）。 ◆町外に住む家族への広報等お知らせ送付。 ◆御船町ケーブルテレビをつくる。 ◆役場出張サービス（公民館が役場に）。

⑥ 交通・移動

課題	解決策
◆ 地域の高齢化による問題。 ◆ (山間部) 移動、買物が困難。 ◆ (山間部) 交通手段がない (少ない)。 ◆ (山間部) 医療機関への受診を控える。 ◆ 買い物難民が増えている。 ◆ 山間部の方が配食サービスの利用を希望される場合、お届けするのが厳しい。 ◆ バス路線がない地区がある。 ◆ 高齢者の運転。免許証返せない。	(個人) ◆ 隣近所で声かけして助け合う。 ◆ 車所有者が、外出時に声かけて乗り合わせ。 (社協) ◆ 介護予防と買い物をだきあわせ。 (行政) ◆ コミュニティバスやあいのりタクシーの検討。 ◆ 医療機関や商店等の連携での送迎の充実 (医師会や商工会)。 ◆ 将来バス路線が必要な地域等調査して欲しい。 ◆ 福祉タクシー等、高齢化に向けて検討して欲しい (移動販売車等も含めて)。 ◆ 免許証返納者にはタクシーチケット配布。

⑦ 少子高齢化

課題	解決策
◆若い人達が減り、昔に比べると活気がなくなった。 ◆空き家が増え淋しくなった。 ◆日中は（地域に）高齢者しかいない。 ◆婚活するにも出会いがない。 ◆高齢夫婦のみの世帯が多い。 ◆高齢者、二人暮らし、色んな事で少しでも手助けしたいと思い、声かけるが中々入り込めない。 ◆若者の減少。高齢化。 ◆子ども達が少ない（声が聞けない）。	（個人） ◆身内や知人にお見合いをすすめる。 ◆近隣の声かけ。 （社協） ◆民生委員の訪問。 （行政） ◆空き家になったら情報提供してもらう。 ◆空き家を整備して町以外からの入居者を募る。 ◆婚活パーティーの開催。勤め先の確保。子育てがしやすい町作り。 ◆宿泊先がない。おいしい食事の店を御船町に作る（有名なシェフを呼ぶ）。 ◆平成音大のアピールをする。学生に住んでもらう。 ◆住宅購入の助成。出産祝い金。就学助成などの町独特の取組み。 ◆子育て世代に空き家を活用して定住をすすめる。 ◆子どもの遊び場を作る。子ども向けのイベント開催。

第3章 これまでの活動評価

基本目標 1

地域とのかかわりを強化し、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりをすすめます。

(1) 地域を支える人材の支援

- ◆地区（校区）社協の研修を年2回、福祉協力員の研修を年3回開催し、地域の課題の解決や 福祉啓発を行っています。
- ◆介護予防・生活支援サポーター、生活たすくめるメイトの養成を行い事務局としての役割と機能を果たしています。
- ◆認知症サポーターの養成にも職員がキャラバンメイトとして協力しています。

(2) 小地域ネットワークの強化

- ◆小地域のサロンや見守りネットワークで、1回は職員が参加して情報共有や勉強会を開催しています。また、活動実績報告もしてもらっています。

基本目標 2

地域への関心を高め、地域福祉を支える人材を発掘、育成します。

(1) ボランティア活動の紹介・啓発

- ◆ボランティア連絡協議会のボランティア活動を社協だよりで報告しています。

① 各種ボランティア講座の開催

- ◆ボランティアセンターの登録制ボランティアの募集の準備を進めています。
- ◆シルバーヘルパー（福祉課社会福祉係担当）の養成講座の協力や、介護予防・生活支援サポーターとたすくめるメイトの養成講座を開催して活動の場に繋げています。
- ◆介護予防・生活支援サポーターとたすくめるメイトはそれぞれフォローアップ研修を行い、活動を促進しています。

② ボランティアセンターの機能強化

- ◆配食を必要とする人と配食ボランティアを結び付け、配食の際に安否確認や声かけもしていただいています。
- ◆平成28年には熊本地震における災害ボランティアセンターを7ヶ月間運営し、延べ4,903名のボランティアが活動し、756件のニーズを完了することができました。

	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
数値目標	個人ボランティア 9名→20名 ボランティアグループ 21団体1,051名 → 30団体1,300名	個人ボランティア 11名 ボランティアグループ 19団体 872名

③ 福祉協力員設置事業

- ◆民生委員と連携し地域の高齢者の見守りや地域サロン、配食支援を行っています。
- ◆年に3回研修会を行い、福祉に対する考えが深まるように支援しています。
- ◆活動記録を年に2回提出してもらい、活動が活性化するよう助言をしています。

	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
数値目標	活動時間 4,933時間 → 7,000時間 福祉協力員 50名 → 85名	活動時間 4,900時間 福祉協力員 53名

（2）子どもの福祉体験活動支援

① ボランティアスクールの開催

- ◆毎年、町内全小学校で夏休みの期間に実施しています。車椅子体験、装具を装着しての高齢者疑似体験、視覚障がい者の体験談などを通じて、福祉やボランティアについて学ぶ機会となっています。
- ◆平成29年度は地震の体験を踏まえて、防災に関するボランティアスクールを開催しました。
- ◆平成28年度は地震のため実施しませんでした。
- ◆平成30年の平坦部の小学校の合同のボランティアスクールは台風の影響で中止となりました。

② ワークキャンプの開催

- ◆毎年施設の協力を得て夏休みに開催しています。
- ◆特に高校生は施設での見学や体験を通して、今後の進路を検討する上での参考になっているようです。
- ◆平成29年と30年の中学生のワークキャンプは台風の影響で中止となりました。

基本目標 3

社会福祉協議会活動や地域住民による取組を積極的に情報発信していきます。

- ◆年3回の社協だより発行、ホームページは随時更新、ポスターチラシなども随時発行し、社協活動福祉サービスの制度について広報しています。

	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
数値目標	福祉関心度 58.3% → 70%、 ボランティア・NPO活動への 参加意向率 52.3% → 70% 社協認知率 76.6% → 90%	福祉関心度60% ボランティア活動の参加意向率 49.8% 社協認知率80.7% 社協活動認知率26%

基本目標 4

福祉ニーズに対応したサービスを提供していきます。

（１）地域ニーズへの対応

① 小地域見守りネットワーク事業

- ◆各地区の連絡会に参加し個人の課題や地域の困りごとの把握を行っています。必要時は各機関への情報提供と連携を取りながら支援をしています。

	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
数値目標	見守り活動取組み地区 55行政区 → 60行政区 緊急安心カード設置地区 63行政区 → 85行政区	見守り活動取組み地区 53行政区 緊急安心カード設置地区 81行政区

② 地域サロン協力助成事業

- ◆サロン支援員（看護師）を配置し、1ヶ所年2回以上のサロン支援を行っています。
- ◆年に2回、サロン協力者の研修会と相談会を実施しています。
- ◆平成26年にはサロンの祭典「サロンピック」を開催し、約500名の参加がありました。
- ◆介護事業所や企業の協力を得て、サロンが活性化するように支援を行っています。

数値目標	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
	72行政区 66サロン → 76行政区 70サロン	74行政区 70サロン

③ 要援護者の実態把握事業

- ◆民生委員の協力を得ながら在宅介護高齢者調査／低所得者調査／一人暮らし高齢者／高齢者世帯／ひとり親世帯の把握に努めています。
- ◆プライバシー保護の点から把握が難しくなっている現状もあります。

数値目標	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
	一人世帯 605人 要保護世帯 30世帯50人 高齢者のみ世帯 709世帯 重度介護 59人 ひとり親世帯 178世帯	高齢一人世帯 722人 要保護世帯 10世帯16人 高齢者のみ世帯 905世帯 重度介護 77人

④ 配食サービス事業

- ◆町内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者（高齢者世帯）あるいは障がい者世帯（障がい者が属する世帯）の希望者を対象とし、配食ボランティアや福祉協力員によって毎週水曜日の夕食にお弁当を届けています。
- ◆自宅訪問による安否確認を行い、見守り活動とともに一人暮らし高齢者の孤独感の解消を図り、健康的な生活を営むことを目的としています。

数値目標	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
	51回実施1,371食	平成29年度実績 50回1,760食 平成30年12月現在 36回1,124食 （平成30年度は51回実施予定） ホタルの学校（水越） （平成30年4～11月分） 557食

⑤ 地域福祉権利擁護受託事業

- ◆早期発見、早期対応への取組みのためには人材の確保が必要な状況です。
- ◆成年後見制度に関する相談や地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行も支援しています。

数値目標	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
	6名	現在25件（3件待機）

⑥ 介護予防教室受託事業及び介護予防事業送迎サービス

- ◆平成27年10月から御船町は新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が開始されました。介護予防サービス事業は、現在ほとんどの利用者を送迎している状況です。
- ◆平成27年度から「ホタルの学校」と「認知症予防教室」が始まり、現在は16の介護予防教室を行っています。認知症予防教室は平成31年3月で終了します。

数値目標	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
	1次（元気クラブ） 参加者数 延べ2,982人 2次（いきいきトレーニング教室） 参加者数 延べ626人 1次・2次送迎サービス 延べ2,301人	平成29年度実績 一般介護予防事業（元気クラブ等） 参加者数 延べ3,367名 介護予防・生活支援サービス事業 （いきいきトレーニング教室） 参加者数 延べ1,497名 送迎サービス 延べ3,755名

⑦ 車椅子無料貸し出し事業

- ◆短期間（最長1ヶ月）としていますが、継続での貸し出しを希望される方にはさらに1ヶ月延長して、貸し出しを行っています。

数値目標	目標（前期計画） 平成26～30年度	現状 平成30年度
	26件	平成29年度 28件 平成30年12月現在 22件

⑧ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い活動

- ◆共同募金奉仕員や学生、ボランティアの協力により集めた募金を、各種見舞金やボランティアスクール・ワークキャンプ、配食サービス、環境美化など多様な福祉活動に配分され、地域へ還元されています。

（２）相談体制の充実

- ◆心配ごと相談、法律相談を月１回開催しています。
- ◆総合相談窓口として多くの相談を受けつけています。
- ◆相談を担当する生活支援員等は資質向上の為に研修会に参加しています。

① 心配ごと・法律相談所

- ◆法律絡みの相談や、話を聞くことで安心されるような悩みごと相談まで、とても幅広く対応しています。

数値目標	目標（前期計画） 平成２６～３０年度	現状 平成３０年度
	８０件 １０８名	平成３０年１１月現在 ３７件 ５１名

基本目標５

防犯、防災など安全で住みよいまちづくりに取り組みます。

（１）災害時要援護者避難支援計画への協力支援

- ◆要援護者の現況把握は民生委員の協力のもと、ひとり親、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の把握を行っています。災害時要援護者登録台帳の共有により熊本地震後の要援護者世帯の全戸訪問により生活状況等を把握することが出来ました。

（２）自主防災組織と小地域ネットワークの連携強化

- ◆見守りネットワーク連絡会等で日頃の見守り活動や防災について勉強会を開催しました。

第4章 地域福祉活動計画の目指す姿

1 計画の基本理念

基本理念

地域で互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり

御船町社会福祉協議会は、第1期計画で整備された地域福祉の基盤や福祉活動の広がりをさらに充実させるとともに、地域住民、自治会・地区コミュニティ、ボランティアや福祉サービス事業者など各種団体と協働して地域福祉を推進し、「地域で互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を目指して、第1期計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、推進することとします。

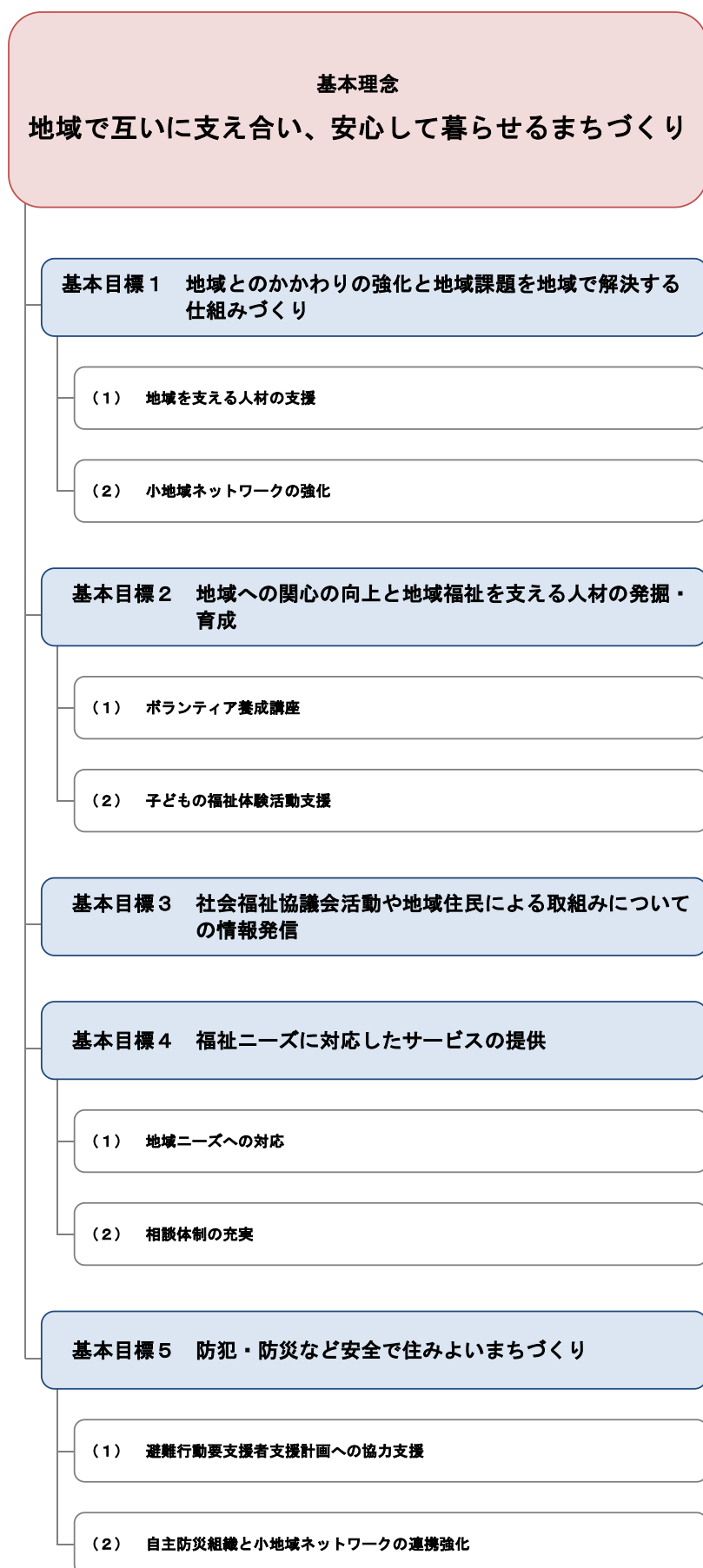
2 計画の基本目標

基本理念の実現を目指して、以下の5つの基本目標を設定し、共に支え合う住みよいまちづくりを目指します。

基本目標

- 基本目標 1 地域とのかかわりの強化と地域課題を地域で解決する仕組みづくり
- 基本目標 2 地域への関心の向上と地域福祉を支える人材の発掘・育成
- 基本目標 3 社会福祉協議会活動や地域住民による取組みについての情報発信
- 基本目標 4 福祉ニーズに対応したサービスの提供
- 基本目標 5 防犯・防災など安全で住みよいまちづくり

3 計画の体系



第5章 アクションプラン

基本目標 1 地域とのかかわりの強化と地域課題を地域で解決する仕組みづくり

社会福祉協議会では、地域における地域福祉活動への取組みについて、小地域（行政区単位）を核とした地域の支え合い活動を推進するための支援を実施してきました。

小地域にはそれぞれの地域課題があり、その解決のために、社会福祉協議会の役割として、住民相互の対話や交流を通して地域で支え合い、地域に根ざした活動を育み、広げていくための仕組みづくりが求められます。

今後も、行政区内での話し合いを通して意識を深め、地域住民が主体となって生活課題の解決へ取組めるよう支援していきます。広く町全体の福祉の底上げを目指します。

（１）地域を支える人材の支援

町全域とした嘱託員、民生委員・児童委員、福祉協力員、介護予防・生活支援サポーター、サービス提供事業者や医療機関など、様々な組織の横のつながりが強くなるように地域座談会等で支援していきます。

（２）小地域ネットワークの強化

小地域ネットワークの拡大の為にアウトリーチに努めていきます。また地域サロンとの一体化など地域の負担を軽減したネットワークづくりを検討していきます。

基本目標 2 地域への関心の向上と地域福祉を支える人材の発掘・育成

地域の中で福祉課題の解決をしていくためには、自分たちの住む地域についてもっと興味を持ってもらい、福祉への関心を高めていく活動が重要となります。

このため、地域での行事や活動を支援するとともに、ボランティア養成講座等の充実を図り、地域や福祉にふれられる環境を整え、地域福祉活動を支えていく人材の発掘や養成の強化を図っていきます。

また子どものころから福祉意識を醸成するために、町内小中学校への福祉教育の啓発を継続しつつ、地域福祉を学ぶ活動を進めます。

(1) ボランティア養成講座

ボランティア連絡協議会のボランティア活動を社協だよりで報告しています。今後、社協だよりでボランティア団体の紹介を行ったり、引き続きボランティア連絡協議会のボランティア活動を報告します。

① 各種ボランティア講座の開催

ボランティアセンターの登録制ボランティアを募集し、必要な時にマッチングできるよう体制を整えます。

介護予防・生活支援サポーターとたすくめるメイトの養成講座は引き続き毎年開催し、フォローアップ研修も行っていきます。

② ボランティアセンターの機能強化

ボランティアセンターの登録制ボランティアを募集し、必要な時にマッチングできるよう体制を整えます。

災害ボランティアセンターの設置訓練を町民も交えて行い、ボランティアに関する意識を高め、災害時の早期対応にも繋げていきます。

数値目標	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
	◆個人ボランティア 11名 ◆ボランティアグループ 19団体 872名	◆個人ボランティア 20名 ◆ボランティアグループ 20団体 900名

③ 福祉協力員設置事業

民生委員と協力し、地区の高齢者のサロンや見守り、安否活動がなされています。地域福祉のリーダー育成として、研修を企画し、スキルアップも支援しています。今後は、民生委員との連携を強化していきます。

数値目標	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
	◆活動時間 4,900時間 ◆福祉協力員 53名	◆活動時間 5,000時間 ◆福祉協力員 55名

④ 生活支援体制整備事業業務受託

平成27年度から第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域の福祉課題の解決にむけて、第2層コーディネーターの配置や福祉人材の育成、地域住民、行政や他機関と連携しながら新しいサービスの創生を行っています。

(2) 子どもの福祉体験活動支援

① ボランティアスクールの開催

毎年、町内全小学校で夏休みの期間に実施しています。車椅子体験、装具を装着しての高齢者疑似体験、視覚障がい者の体験談などを通じて、福祉やボランティアについて学ぶ機会となっています。平成29年度は地震の体験を踏まえて、防災に関するボランティアスクールを開催しました。今後も毎年夏休みに開催していきます。学校側の意見や希望を聞いて、ボランティアスクールの内容を検討していきます。

② ワークキャンプの開催

毎年施設の協力を得て夏休みに開催しています。特に高校生は施設での見学や体験を通して、今後の進路を検討する上での参考材料となっています。今後も施設の協力を求めて、毎年夏休みに開催していきます。

基本目標 3 社会福祉協議会活動や地域住民による取組みについての情報発信

社協だより発行を四半期ごとの発行とし、地域住民にスポットを当てた記事や助成金等リアルタイムの情報を住民にわかりやすい表現で伝えるとともに、社協事業と福祉サービスの周知広報に努めます。

	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
数値目標	◆福祉関心度 60% ◆ボランティア活動の参加意向率 49.8% ◆社協認知率 80.7% ◆社協活動認知率 26%	◆福祉関心度 70% ◆ボランティア活動の参加意向率 70% ◆社協認知率 90% ◆社協活動認知率 50%

基本目標 4 福祉ニーズに対応したサービスの提供

誰もが安心して暮らすためには、生活に困っている人をしっかり支える仕組みが必要です。そのためには、地域住民の福祉ニーズを的確に把握することが重要です。

暮らしを支えることが必要な人を把握し、サービスが適切に届けられるよう、相談体制の充実とともに、速やかに適切なサービスの提供を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、福祉ニーズにあった行事の計画に努め、地域の中で気軽につどえる場を作り、それぞれのサービスを支える職員の専門性や資質の向上を図り、熱意と誠意をもった地域住民に愛される社会福祉協議会を目指します。

(1) 地域ニーズへの対応

① 見守りネットワーク事業

各地区の連絡会に参加し個人の課題や地域の困りごとの把握を行っています。必要時は各機関への情報提供と連携を取りながら支援をしています。今後は、地域座談会の開催や事業が拡大するようにアウトリーチに努めます。また地域サロンとの一体化など地域が負担を感じないように仕組みを検討していきます。

	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
数値目標	◆見守り活動取組み地区 53行政区 ◆緊急安心カード設置地区 81行政区	◆見守り活動取組み地区 60行政区 ◆緊急安心カード設置地区 85行政区

② 地域サロン助成事業

高齢者の仲間づくりや社会参加を目的として、町内の小地域で住民自らが立ち上げられたサロンに対して支援を行っています。

人口減少に伴い、従来のサロンの進め方ではできない地区も出てきました。地域の特性を踏まえた新たなスタイルの地域サロンが継続、立ち上げができるように支援していきます。

数値目標	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
	74行政区 70サロン	76行政区 72サロン

③ 要配慮者の実態把握事業

民生委員の協力を得ながら在宅介護高齢者調査、低所得者調査、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり親世帯の把握に努めています。プライバシー保護の点から把握が難しくなっている現状もあります。

今後は、民生委員の負担軽減の為に調査の回数を年2回から1回に減らします。また、低所得者調査は名称を「生活支援世帯調査」に変更し継続して行います。

数値目標	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
	◆高齢一人世帯 722人 ◆要保護世帯 10世帯16人 ◆高齢者のみ世帯905世帯 ◆重度介護 77人 ◆ひとり親世帯 189世帯	現状把握を継続していきます。

④ 配食サービス事業

町内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者（高齢者世帯）あるいは障がい者世帯（障がい者が属する世帯）の希望者を対象とし、配食ボランティアや福祉協力員によって毎週水曜日の夕食にお弁当を届けています。

自宅訪問による安否確認を行い、見守り活動とともに一人暮らし高齢者の孤独感の解消を図り、健康的な生活を営むことを目的としています。平成30年12月現在の登録者数は40名。今後は定員の50名を目標にします。

数値目標	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
	◆平成29年度実績 50回1,760食 ◆平成30年12月現在 36回1,124食 (平成30年度は51回実施予定) ◆ホタルの学校(水越) (平成30年4～11月分) 557食	50回1,500食

⑤ 地域福祉権利擁護受託事業

認知症や知的障がい・精神障がいなど、判断能力や日常生活に不安がある方などに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の援助を行うことにより、地域で安心して暮らせるようお手伝いをしています。また、成年後見制度に関する相談や地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行も支援しています。しかし、早期発見、早期対応への取組みのためには人材の確保が必要な状況です。

今後は、相談業務を担当する人材を確保し、待機者をなくし、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

数値目標	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
	現在25件。(3件待機)	待機者0を目指す。

⑥ 介護予防教室受託事業及び介護予防事業送迎サービス

平成27年10月から御船町は新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を実施しました。また、平成27年度から「ホタルの学校」と「認知症予防教室」が始まり、現在は16の介護予防教室を行っています。「認知症予防教室」は平成31年3月で終了しました。

今後も介護予防教室で、体操・筋トレだけでなく体力測定や健康講座を開催し、高齢者の体力・健康の増進を図っていきます。体力の低下などで介護予防教室を終了される方に対しては、介護保険サービスなど他のサービスに繋げていきます。

	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
数値目標	平成29年度実績 ◆一般介護予防事業（元気クラブ等） 参加者数 延べ3,367名 ◆介護予防・生活支援サービス事業 （いきいきトレーニング教室） 参加者数 延べ1,497名 ◆送迎サービス 延べ3,755名	現状の教室を継続していきます。

⑦ 生活たすくするサービス事業業務受託

要支援1・2および事業対象者への住民参加型訪問サービスで平成30年4月から開始しました。

協力会員（たすくするメイト）を養成し、生活支援を行います。社会福祉協議会に事務局とアドバイザー職員を配置しています。今後更なる需要が見込まれます。

	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
数値目標	◆依頼件数 9件 ◆活動メイト数 8名	現在の事業を継続していきます。

⑧ 車椅子無料貸し出し事業

必要とされる方に、短期間無料で貸し出しを行っていきます。最長1ヶ月としていますが、継続での貸し出しを希望される方にはさらに1ヶ月延長して、貸し出しを行っており、今後も継続していきます。期間が長期化する場合には、その他のサービスの案内なども行います。

	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
数値目標	◆平成29年度実績 28件 ◆平成30年度12月現在 22件	30件

⑨ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い活動

共同募金奉仕員や学生、ボランティアの協力により集めた募金を、各種見舞金やボランティアスクール・ワークキャンプ、配食サービス、環境美化など多様な福祉活動に配分し、地域へ還元しています。熊本地震後は減少しましたが、少しずつ回復しています。今後はさらに募金の使途や配当金額も考慮し、地域福祉活動に有効的な活用を行います。

(2) 相談体制の充実

福祉活動の中核を担う組織として、地域住民の様々な悩み事、相談事に対応し、町や関係団体、関係機関と連携していきます。

① 心配ごと・法律相談所

毎月第3水曜日に、無料で専門家に相談をすることができる事業を実施しています。弁護士、行政相談委員、人権擁護委員を招へいし、幅広い相談に対応していきます。今後も継続していきます。心配ごと相談と併せて、その他の福祉サービスなども案内していきます。

	現状 平成30年度	目標 平成31～35年度 (2019～2023年度)
数値目標	◆平成30年11月現在 37件 51名	96件上限での受入れ (1回上限8名)

基本目標 5 防犯・防災など安全で住みよいまちづくり

災害による被害を少しでも軽減するため、個人や地域において、自らの生命・財産や地域の暮らしを守るための取組を推進し、社会全体の防災力を向上させることが必要です。

行政や地域、各種団体などが行っている防災や減災、交通安全対策の取組を知り、地域の中でできることを地域住民と一緒に考えていくことが重要となります。

地域住民の防災、交通安全への意識を高めるために、行政や警察、地域と協働で取組むことで、安全で住みよいまちづくりを推進します。

（１）避難行動要支援者支援計画への協力支援

要配慮者の現況把握は民生委員の協力のもと、ひとり親、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の把握を行っています。避難行動要支援者名簿の共有により熊本地震後の要配慮者世帯の全戸訪問により生活状況等を把握することが出来ました。今後も継続して要配慮者の現況把握を行います。また避難行動要支援者名簿の登録の意義を見守りネットワークの連絡会などで周知します。

（２）自主防災組織と小地域ネットワークの連携強化

見守りネットワーク連絡会等で日頃の見守り活動や防災について勉強会を開催しています。今後は地域が取組む防災・資源マップ作成の支援や勉強会を開催し、自主防災組織と地域福祉のリーダーとの連携を支援します。

第6章 計画の推進

1 協働による計画の推進

すべての住民が住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるまちを実現させるためには、地域と行政が連携し、地域づくりに取り組んでいくことが重要です。

このため、本計画の推進にあたっては、地域のさまざまな担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組みを推進していきます。

(1) 地域住民

地域福祉を充実させることも含め、まちづくりの主役は地域で生活する住民自身です。

住民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高め、福祉サービスの受け手にとどまらず、地域福祉の担い手として、地域活動や近所付き合い、ボランティアなどの社会活動に参加するなど、積極的・主体的に地域社会に参画することが求められています。

(2) 民生委員・児童委員、ボランティアなど

自治会や地区社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、NPO、民生委員・児童委員、福祉員等の地域の活動団体は、それぞれがもつ特性や専門性を活かすとともに、きめ細やかな活動により、公的なサービスでは対応できない地域の多様な生活課題を、解決することが求められます。

(3) 医療機関、福祉サービス事業者など

福祉サービスの提供者として、住民のニーズに積極的に応え、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービス事業者との連携の中で、包括的なサービスの提供が求められています。

また、専門的な知識・技術を活かした地域福祉活動への支援が期待されています。

(4) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を担う団体として、社会福祉を目的とする事業の実施、地域福祉活動への住民参加の促進など、地域に密着した様々な事業を推進します。

また、地域福祉の推進・調整役として、地域の様々な福祉課題、生活課題を的確に把握し、住民の生活を支援していくための活動を推進するとともに、地域の活動団体、民間福祉団体の先導役として、連携強化を図ります。

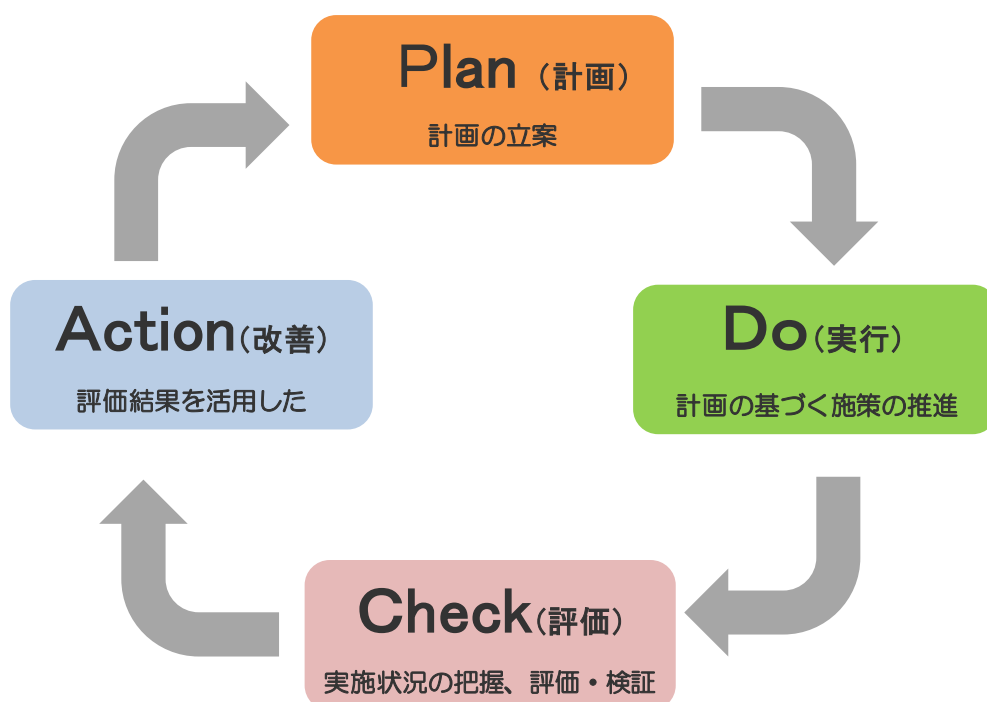
(5) 行政

住民の福祉の向上を目指し、地域の現状やニーズなどを踏まえ、住民、関係団体、社会福祉協議会、関係機関などと相互に連携・協力を図り、福祉施策を推進します。

2 計画の点検評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行管理については、住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。



第 4 部

資料編

1 福祉に関連する施設、事業所、相談窓口一覧

■福祉や健康に関する相談窓口

役場及び事業所	所在地	電話番号
御船町役場 福祉課	社会福祉係	282-1342
	介護保険係	282-1349
	地域包括支援センター	282-2911
御船町役場 こども未来課	子育て支援係	282-1346
御船町役場 健康づくり支援課	健康推進係	282-1602
御船町社会福祉協議会	御船町御船1001-1	282-0785

■人権擁護に関する相談窓口

事業者名	所在地	電話番号
御船町福祉課社会福祉係	御船町御船995-1	282-1342
御船町社会福祉協議会	御船町御船1001-1	282-0785

■障がい者福祉相談窓口

事業者名	所在地	電話番号
ハローワーク(就労支援)	御船町辺田見395	282-0077
熊本県上益城郡地域振興局福祉課	御船町辺田見396-1	282-0215
熊本県御船保健所	御船町辺田見400	282-0016
御船町役場福祉課社会福祉係	御船町御船995-1	282-1342
御船町保健センター	御船町御船995-1	282-1602

■子育てに関する相談

事業者名	所在地	電話番号
保健センター(保健師・母子保健推進委員)	御船町御船995-1	282-1602
福祉課社会福祉係 民生委員、主任児童委員、児童福祉係	御船町御船995-1	282-1342

■施設入所サービス事業所

サービスの種類	事業者名	所在地	電話番号
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	グリーンヒルみふね	御船町辺田見840-9	281-7777
介護老人保健施設	御船清流園	御船町御船1062-1	282-1616
養護老人ホーム	オアシス	御船町木倉4780	282-0459
有料老人ホーム	桜の里	御船町滝川1745	282-1122
有料老人ホーム	デイホーム福老	御船町滝川1427-4	281-7703
有料老人ホーム	ふるさと	御船町御船820	282-2781
介護付有料老人ホーム	シエスタ御船	御船町滝川46	282-7007

■居宅介護支援事業所(ケアプラン作成事業者)

事業者名	所在地	電話番号
あそ(オアシス内)	御船町木倉4780	281-0115
かりん	御船町滝尾6243-7	282-6108
グリーンヒルみふね	御船町辺田見840-9	281-7788
なのはな(希望ヶ丘病院内)	御船町豊秋1540	282-1045
御船清流園	御船町御船1062-1	282-2020
ホンダ介護サービスセンター	御船町御船820	282-7112

■居宅介護サービス事業所

サービスの種類	事業者名	所在地	電話番号
訪問介護事業所 (ホームヘルパー)	ウェルネス御船	御船町滝尾6523-112	282-6770
	セントケア御船	御船町滝川1190-1	281-7075
	てんてん	御船町水越2415-2	282-9585
	ゆうしん	御船町滝川46	282-3391
	ヘルパーステーションなごみ	御船町滝川1745	282-1126
訪問看護事業所	訪問看護ステーションみふね	御船町御船1072-1	282-0801
	藤の花 訪問看護ステーション	御船町御船1075-6	281-7080
	たのも訪問看護	御船町滝川1177	201-1025
通所介護事業所 (デイサービス)	グリーンヒルみふね	御船町辺田見840-9	281-7777
	城山	御船町滝川46	282-2325
	柊	御船町御船820	281-0766
	福老	御船町滝川1427-4	281-7703
通所リハビリ(デイケア)	御船清流園	御船町御船1062-1	282-1616
短期入所 (ショートステイ)	グリーンヒルみふね	御船町辺田見840-9	281-7777
	御船清流園	御船町御船1062-1	282-1616
認知症 (グループホーム)	グリーンヒルみふね	御船町木倉1720-6	281-7787
	日々輝	御船町辺田見181-1	282-0003
小規模多機能型居宅介護	みどりの丘	御船町上野1519-2	281-6666

■障がい関係事業所

(1)居宅介護

事業者名	所在地	電話番号
ウェルネス御船	御船町滝尾6523-112	282-6770
セントケア御船	御船町滝川1190-1 フラワーハイツ棟1F-A号室	281-7075

(2)児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援(通所)

事業者名	所在地	電話番号
児童発達支援センター わいわいなかま	御船町高木4494-46	282-4180
就労移行支援・障害児通所支援モーツァルト	御船町辺田見字馬場361-4	282-6035
海と太陽の子 御船スクール	御船町高木4130-3	200-3207
株式会社キッチン・プレス 児童発達支援多機能型事業所エルサ	御船町田代7828-96	285-2202

(3)短期入所

事業者名	所在地	電話番号
障がい者総合支援施設 第二明星学園	御船町小坂2140-1	282-3195

(4)共同生活援助(グループホーム)

事業所名	所在地	電話番号
帰帆寮	御船町小坂2146	282-3195
こもれび	御船町田代1842-4	281-9111
なごみ	御船町田代1842-4	281-9111

(5)生活介護

事業所名	所在地	電話番号
障がい者総合支援施設 第二明星学園	御船町小坂2140-1	282-3195
多機能型事業所ひまわり学園	御船町滝川1981-1	281-4111

(6)就労移行支援、就労継続支援

事業所名	所在地	電話番号
就労移行支援 モーツァルト	御船町辺田見361-4	282-6035
就労継続支援A型施設 アシストプランニング	御船町木倉168-1	281-1012
就労継続支援A型事業所 株式会社ワークランド	御船町高木2845-1	282-6700
多機能型事業所 ひまわり学園	御船町滝川1981-1	281-4111
フェニックス	御船町豊秋1558-1	281-7110
就労移行支援多機能型事業所 カナン	御船町田代7828-96	285-2202

(7)特定相談支援

事業者名	所在地	電話番号
第二明星学園相談支援センター あすか	御船町小坂2140-1	282-3195
相談支援センター ひまわり	御船町滝川1981-1	281-4111
指定特定相談支援 障がい児相談支援事業所 タッチ	御船町田代7828-96	285-2202

(8)施設入所支援

事業者名	所在地	電話番号
障がい者総合支援施設 第二明星学園	御船町小坂2140-1	282-3195

(9)一般相談支援

事業者名	所在地	電話番号
指定相談支援事業所アントニオ	益城町惣領1530	286-3769
障害者地域生活支援センターかけはし	甲佐町津志田2472	234-4311

■福祉有償運送事業所

事業者名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人SKウェルネス	御船町滝尾6523-112	282-6770

■子育て支援関連施設

(1) 子育て支援拠点事業

事業者名	所在地	電話番号
つどいの広場ゆうゆう	御船町御船1003 (子育てふれあい館)	282-6009

(2) ファミリー・サポート・センター事業

事業者名	所在地	電話番号
御船町子育てサポートセンター	御船町御船1003 (子育てふれあい館)	282-6009

(3) 発育相談、療育

事業者名	所在地	電話番号
上益城地域療育センター わいわいなかま	御船町高木4494-46	282-4180
フネッピークラブ(障がい児親の会)	御船町滝川1343-16	282-0668

(4) 病児・病後児保育

事業者名	所在地	電話番号
御船みるく病児保育室	御船町木倉554-2	282-2668

(5) 認可保育所

事業者名	所在地	電話番号
若葉保育園(町立)	御船町木倉1416	282-0438
上野保育園(町立)	御船町上野1519-2	284-2601
高木保育園(私立)	御船町高木4361-1	282-2305
御船昭和保育園(私立)	御船町御船779	282-0174
ぎんなん幼愛園(私立)	御船町陣1234	282-0017
滝尾たんぽぽ園(私立)	御船町滝尾6257-9	282-7699

(6) 認定こども園(私立認定保育所)

事業者名	所在地	電話番号
認定こども園みどりの里(私立)	御船町木倉1700-1	282-0010
認定こども園 滝尾幼稚園	御船町滝尾6257-9	282-0937

(7) 無認可保育所

事業者名	所在地	電話番号
小さな森のこども園	御船町滝川45	282-2252

(8)学童保育

事業者名	所在地	電話番号
御船小学童保育 どんぐりクラブ	御船小学校敷地内	282-4416
御船小学童保育 くるみクラブ	御船小学校敷地内	282-6340
御船小学童保育 しいのみクラブ	御船小学校敷地内	070-2335-7884
小坂小学童保育 ひまわりクラブ	御船町陣2016-2	070-4510-9266
小坂小学童保育 ひまわり第2クラブ	御船町豊秋2484	070-4510-9266
高木小学童保育 うさぎクラブ	御船町高木1638-1	282-2101
滝尾小学童保育 たんぽぽクラブ	公民館滝尾分館	
木倉小学童保育 あけぼのクラブ	木倉小学校敷地内	282-6550
七滝中央小学童保育 かなえばクラブ	石村宅	285-2177

2 策定委員会設置要綱

○御船町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年5月1日

訓令第15号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、御船町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に関し必要な事項について調査及び審議を行うことを目的として、御船町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の町長への報告に関すること。
- (3) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は委員15人以内で組織し、次の各号に掲げるもののの中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外のものに出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が

委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、御船町地域福祉計画の施行の日によりその効力を失う。

3 御船町地域福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属機関等及び役職	備考
1	江口 壯	囑託員会会長	
2	川口 勝行	御船町民生委員児童委員協議会会長	
3	渡邊 達江	御船町男女共同参画社会推進委員会会長	
4	柴田 恒美	NPO 法人「子育て談話室」理事長	
5	阪本 一弘	御船町身体障害者福祉協会会長	
6	山崎 雅之	第二明星学園施設長	副委員長
7	吉本 洋	特別養護老人ホームグリーンヒル施設長	委員長
8	栗永 孝範	ボランティア連絡協議会代表	
9	小柳 勇人	医療法人社団松本会フェニックス所長	
10	上村 良親	御船町社会福祉協議会事務局長	
11	田中 智徳	御船町こども未来課長	
12	本田 太志	御船町健康づくり支援課長	

(順不同、敬称略)

第 3 期御船町地域福祉計画

御船町自殺対策推進計画

第 2 期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画

発 行 平成 3 1 年 3 月

企画・編集

御船町 福祉課

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船995-1

電話：096-282-1342 FAX：096-282-1171

御船町 健康づくり支援課

〒861-3296 熊本県上益城郡御船町御船995-1

電話：096-282-1602 FAX：096-282-7708

社会福祉法人 御船町社会福祉協議会

〒861-3207 熊本県上益城郡御船町御船1001-1

電話：096-282-0785 FAX：096-282-7895
